

令和6年度（2024年度）第7回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年10月28日（月）午後1時30分開会  
場 所：か だ る 2 ・ 7 7 階 7 1 0 会 議 室

## 1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第7回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在9名です。ほか、数名の委員に途中からご出席をいただく予定となっております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

### ◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

委員の皆様には事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1及び資料2は1と2、資料3、資料5、資料6は1から4、資料4は1から3となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は6件ございます。全てが風力発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（1）については、図書の1回目の審議となりますので、事業者にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への対応を行っていただきます。

また、議事の（3）から（6）は、答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の皆様にはご退室をいただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこと

といたします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社からお願いいたします。

**○事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** それでは、（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業の事業概要について説明させていただきます。

図書の3ページをご覧ください。

発電所の種類は陸上風力でございます。

発電所の出力は最大4万9,800キロワット、風力発電機の単機出力は最大で4,300キロワットです。最大16基を設置する計画となっております。

なお、出力を調整し、4万9,800キロワットを超えないように制御します。

対象事業実施区域は、北海道檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、上磯郡木古内町の3自治体となります。

続きまして、ページが飛びまして、9ページでございます。

風力発電機の概要ですが、定格出力は最大4,300キロワット、ブレード枚数は3枚、ローターの直径は120メートルから136メートルを予定しております。回転の中心であるハブの高さは84メートルから114メートル、最大高さは144メートルから182メートル、地面からブレードの下端までの最小高さは24メートルから46メートルとなります。

次に、対象事業実施区域周辺の風力発電所の事業でございます。

18ページをご覧ください。

陸上風力に関しまして、隣接しております1番目の木古内風力発電事業ですが、4万8,000キロワットの計画が、今、方法書の手続中になっております。あと、当該対象事業実施区域の北部の厚沢部風力発電事業も4万8,000キロワットの計画で、方法書の手続をされております。9番目の焼山風力発電事業が8万5,400キロワットの計画で、配慮書の手続を終了されております。

続きまして、対象事業実施区域の検討フローのご説明をさせていただきます。

図書の20ページをご覧ください。

まず、NEDOの局所風況マップより、風況条件を確認しました。そして、既存道路の有無を確認しまして、道路の新設ではなく、極力、既存道路及び林道を活用できるような範囲を確認しました。この二つの条件から、まず、22ページの検討対象エリアを設定いたしました。

続いて、検討対象エリアにおける環境保全上の留意が必要な場所を確認しました。

その結果、対象エリアには植生自然度10及び植生自然度9の範囲が分布しています。また、保安林も分布しております。住宅も一分布しておりますが、特に配慮が必要な施設である学校や医療機関等は分布しておりませんし、自然公園も分布しておりません。

28ページに示しておりますとおり、対象事業区域の検討に当たっては、これらの環境保全上の留意が必要な場所をできるだけ外すことといたしました。

対象事業実施区域に分布する植生自然度 10 及び植生自然度 9 の範囲については、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、改変を回避または極力低減するものいたします。保安林については対象事業実施区域内に一分布しておりますが、風車の設置予定範囲からは除外しております。

この風車の設置予定範囲については、風況の良い尾根上を中心に環境保全上の留意が必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔距離を取るよう検討いたしました。

事業の概要については以上となります。

**○事業者（応用地質株式会社）** 代わりまして、ここからは応用地質株式会社から説明させていただきます。

対象事業実施区域及びその周辺の概況について、一部をピックアップして説明いたします。

まずは、鳥類の渡り経路です。

図書の 63 ページから 66 ページに示しますように、対象事業実施区域とその周辺にはノスリ、ハチクマの渡り経路が確認されております。一方、サシバ、海ワシ類の渡り経路は確認されておられません。

続きまして、イヌワシ、クマタカ、オジロワシ、オオワシ、オオタカの生息分布ですが、71 ページのとおり、対象事業実施区域内とその周辺でクマタカの生息が確認されております。

ガン・ハクチョウ類の集結地は、73 ページから 75 ページとなりまして、対象事業実施区域の周辺にてオオハクチョウが確認されております。

センシティブティマップについては 77 ページをご確認ください。

本事業の区域は注意喚起レベル C に該当しており、こちらはクマタカの分布が反映されたものとなります。

続いて、植生に移ります。

94 ページと 95 ページに示しますように、対象事業実施区域とその周辺の植生はチシマザサーブナ群集、トドマツ植林、カラマツ植林、シラカンバーミズナラ群落が優占しております。

101 ページは植生自然度ですが、対象事業実施区域内では植生自然度 6 の範囲が最も広く、次いで植生自然度 9 の範囲が多く見られます。植生自然度 10 ですが、南西側の河川周辺でヨシクラスが見られる状況となっております。対象事業実施区域の周辺では、北側で植生自然度 9 が優占する一方、南側では植生自然度 6 が広がっております。

また、文化財保護法の特定植物群落に該当する群落としましては、110 ページに示しますように、対象事業実施区域周辺の北西側にヒノキアスナロ及びアオトドマツの自生地が確認されております。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場ですが、120 ページに示しますように、植生自然度 9、植生自然度 10、そして、保安林が対象事業実施区域内に分布しております。

続いて、景観が 122 ページです。

こちらに主要な眺望点を示してありまして、計 3 か所を抽出しました。

また、自治体へのヒアリング等によって、人と自然との触れ合いの活動の場は、129 ページになりますが、2 か所となります。

配慮が特に必要な施設については、152 ページと 153 ページになりますが、対象事業実施区域やその周辺には存在しておりません。対象事業実施区域内に住宅が存在しておりますが、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅までの距離は約 2 キロメートルと離れております。

続いて、ちょっと飛びますが、197 ページ以降です。

こちらに示します環境影響評価項目についてご説明いたします。

202 ページ以降に示した非選定としている項目についてですが、建設機械の稼働に関する水環境の項目は、河川内でのしゅんせつ工事を行わないため、非選定としております。

地形及び地質は、区域及びその周辺に重要な地形、地質が存在しないことから、こちらも非選定です。

本事業は陸上風力のため、海域に関する項目も非選定としております。

また、本事業により、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれはないことから、放射線の量に関する項目も非選定にしております。

今度は、220 ページの累積的影響についてです。

文章の中で書かせていただいておりますが、本事業の周辺には、既設または計画中の風力発電事業が 9 件存在しております。今後、他事業の稼働状況、また、準備書の内容が明らかになり、予測条件が明確にでき次第、累積的影響を予測します。

最後に、調査、予測及び評価の手法はマニュアル等に基づいて行うこととし、専門家ヒアリング結果を踏まえた上で設定しております。

説明は以上になります。

**○澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

**○事務局（川村専門主任）** 初めに、本方法書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業につきましては、発電所の出力規模から、環境影響評価法における第 2 種事業に該当する事業ですが、今年の 8 月に事業者から経済産業省に対して方法書の作成から手続を行う旨が通知された事業であり、配慮書に係る手続は行われておりません。方法書につきましては 9 月に道へ送付され、9 月 13 日付けで本審議会へ諮問させていただいております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料 1-1 に沿って 1 次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。資料 1-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料 1-1 の 2 ページの質問番号 2-4 の①をご覧ください。

本図書では、風車の設置位置について、設置予定範囲のみが示されており、具体的な配置案が示されていないことから、現段階で検討中の配置案を示すよう、質問しました。これに対して、事業者から配置案が示されましたので、別添資料 1-2 の 1 ページをご覧ください。なお、この配置案は事業者から非公開資料として示されたものであるため、風車の配置に関連するご質問等については非公開審議の場でご発言をお願いします。

次に、資料 1-1 に戻りまして、2 ページの一番下にあります質問番号 2-7 の③をご覧ください。

図書の第 4 章の図において、対象事業実施区域内に崖崩れ箇所が 2 箇所確認されていることから、改変区域と崖崩れ箇所の重複の有無が分かる図を示すよう求めるとともに、対象事業実施区域を見直す必要性に対する見解について質問しました。これに対して、事業者から示された図につきましては、資料 1-2 の 2 ページのものとなります。黄色で示された 2 箇所の崖崩れ箇所は、いずれも水色で示された改変区域と重複しています。このことに関する事業者の見解につきましては、資料 1-1 に戻っていただきまして、崖崩れ箇所を工事用の道路や建設後の管理道路として使用することになった場合は、使用に耐え得るよう、十分な補強を行っていく予定であり、また、工事用道路、管理用道路ともに複数のルートを想定していることから、現時点においては対象事業実施区域の見直しを行う予定はないとのことでした。

次に、3 ページの質問番号 2-10 をご覧ください。

残土に関する事項について、場外搬出する可能性に対する事業者の見解等について質問しました。これに対して、事業者から、切土・盛土量を対象事業実施区域内で全量消費できるように調整していくとの見解が示され、具体的な数量については非公開情報として回答されています。

次に、4 ページの質問番号 2-14 の③をご覧ください。

ここの質問事項の②と⑤につきましては、植生自然度 9、植生自然度 10、保安林に関する質問となっております。先ほど事業者から説明があったところです。③につきましては、土砂流出防備保安林が風力発電機設置予定範囲と重複していることに対する見解について質問しております。これに対して、事業者から、詳細な風力発電機の配置に当たって、土砂流出防備保安林には極力配置しないよう検討するとのことでした。

次に、8 ページの質問番号 4-7 の①をご覧ください。

夜間の渡り鳥の調査手法について質問しました。これに対して、事業者から、サーマルスコープやナイトビジョン等による補足調査を検討するが、確立された調査方法ではないため、調査結果については補足的な結果になるものと考えているとのことでした。

次に、12 ページの質問番号 4-40 をご覧ください。

昆虫類の調査について、ブレードの高さも含めて実施されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、手法が確立されていないことから実施いたしませんとのことでした。

次に、同じページの質問番号 4-43 の①をご覧ください。

図書では、コウモリ踏査及び鳥類のラインセンサス以外の踏査ルートが示されていないことから、現時点で想定されている踏査ルートを示すよう、質問しました。これに対し、事業者から示された図は、資料 1-2 の 11 ページ目で、左肩に 4-43 別添資料と記載された図になります。

なお、風力発電機の設置予定範囲のうち、東側については範囲を網羅するようなルートとはなっていないところです。

次に、資料 1-1 に戻っていただきまして、13 ページの質問番号 4-45 をご覧ください。

図書では植物の踏査ルート及びコドラート調査地点が示されていないことから、現時点の想定を示すよう質問しました。これに対して、事業者から、踏査ルートについては、先ほどご覧いただいた動物の踏査ルートと同じルートを想定しており、また、コドラート調査地点については現地で主要な植生を踏まえて設定するとのことでした。

最後に、14 ページの質問番号 5-1 の①をご覧ください。

鳥類調査地点の視野範囲図に関する質問ですが、上空視野及び地上視野が分かる図を示すよう、質問しました。これに対して、事業者から、まず、図書に示した範囲が上空視野であるとの回答があり、また、地上視野については別添資料として示されました。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** ただいまのご説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**高橋委員** 資料 1-1 の 10 ページの質問番号 4-19 の③についてですが、回答がよく分からないというか、本当にこれで正しいのかが私には分からないので、説明をしていただければと思います。

○**事業者（応用地質株式会社）** ここは、調査日がどのような条件を基に決定されるのかということですが、事業者の回答として書いてあるのは平均的な状況を呈する日を想定しているということです。お正月とか、ゴールデンウィークとか、お盆といった交通量が非常に大きい普段と違う時期、あるいは、夏のセミなどによる影響を受ける時期を避け、ごく一般的な平日に実施をさせていただきたいということです。また、雨や雪の影響等で普通の状態の騒音が測定できない時も調査を実施しないと回答させていただいています。

○**高橋委員** すみません、質問の意図がちょっと分かりにくかったかもしれませんが、その回答が、その前のページの質問番号 4-12 の③に対するものであれば全然問題ないのですが、ここは施設の稼働に関する項目であり、施設の稼働ですと、1 日の測定にならない

はずです。方法書を見せてもらいましたが、方法書のほうではちゃんと年に4回やりますよと書いてあります。この回答はそれとの整合が取れていないのではないかと思ったので、質問させていただきました。

○事業者（応用地質株式会社） そうですね。今、ご指摘をいただきましたとおり、確かにごっちゃになった回答になっております。ここは、方法書に書いてある内容の通りだということと訂正させていただきます。

○高橋委員 ということは、4季で3日間やるということによろしいですか。

○事業者（応用地質株式会社） その予定です。

○澁谷会長 ほかにありませんか。

○押田委員 小動物の調査についてです。

例えば、図書の246ページの表の4.2-13では、シャーマントラップにしても、ピットフォールトラップにしても、10個程度を1地点に設置すると書かれています。ただ、5個ぐらいとする、10個ぐらいとするなど、研究者によっても意見が分かれるものではあるのですが、私の経験からすると、20個ぐらいはやっていただいた方が精度はより上がるのではないかと考えています。特に、ピットフォールトラップは確率論でして、そこに動物が落ちるか、落ちないかというだけですので、そのぐらいの数を少し丁寧に仕掛け、調べていただいた方がより良いかなと皆さんにお伝えしているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事業者（応用地質株式会社） おっしゃるとおり、我々としても、取りあえず、まずは10個と数は書きましたが、やはり、20個から30個ぐらいは設置するようにしたいと思えます。

○押田委員 丁寧に評価をしていただければと思います。

もう一つ、上ノ国というのは、固有種のコヤマコウモリのバットストライクが報告されており、その点からコウモリ研究者等が非常に注目している場所になっています。このため、本事業に対する理解をできるだけ得られるよう、コヤマコウモリという種を対象に、より丁寧な調査をしていただけると良いかなと思います。

それから、コウモリの調査ですが、踏査をされるというのはバットディテクターを持って森の中を歩き回るようなことをされるということによろしいでしょうか。

○事業者（応用地質株式会社） 夜間踏査につきましては、おっしゃるとおり、バットディテクターを用いるのですが、夜間はヒグマの危険性もありますので、森の中を歩き回るのではなく、車両で回って調査をしたいと考えております。

○押田委員 設置しておいてという方法はできないですか。

○事業者（応用地質株式会社） 今のところ、そういう想定はしていませんでしたが、設置するという事も検討してみたいと思えます。

○押田委員 とにかく、踏査ですと、人間が動き回れるところしか調べられないということになってしまいます。小さい動物の特に夜間の調査は非常に大変で、なおかつ、ヒグマとの



遭遇の危険を考えると、調査をしていただきたいところではありますが、安全面からは実施しない方が良くと思うのです。ですから、どこかに設置しておいて、そこでもって音声などを取るシステムを創るといふ調査方法を考えていただけるといいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（応用地質株式会社） 今、具体的にどうしようかというものは思い浮かばないのですが、いろいろと調べてみて、ご指摘をいただいたような方法で、人が動かなくても設置しておくことによって周波数が取れるようなものを検討させてください。

○押田委員 特に、コヤマコウモリもいますので、丁寧にしていただけると良いかなと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 植生のことについて少しお伺いします。

風車の設置予定箇所が示されていることから、非公開審議のときにも質問させていただきたいのですが、まず、調査場所です。コドラートの設置場所については、動物の調査と同じような取り方をされるというご回答があったと思います。後でもお伺いしたいのですが、既に想定されている建設予定地での調査は行う予定でしょうか。

○事業者（応用地質株式会社） コドラート調査につきましては、現時点で場所は示しておりませんが、建設予定地、特に風車設置場所ではコドラート調査を実施していきたいと考えています。

○松島委員 分かりました。後ほど、非公開審議のときにも質問させてください。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○桂委員 図書の 238 ページに地質図がありまして、発電機の設置予定範囲の半分ぐらいが泥岩のエリアになっています。この図だと細かいところまで見えないのですが、見える範囲で言うと、等高線がかなり開いていて、多分、現場はかなり緩い場所になっているのかなと思います。しかも、凡例を見ると、第三紀の泥岩と書いてあって、まだ十分に岩石として固まっていないかなり緩い場所だと思いますので、おそらく、地滑りも結構起きているのではないかなと思います。ですから、そういう場所だという認識を持っていただきたいと思います。

詳細な地形図を見れば、過去に地滑りなどを起こした場所も見えてくるのではないかと思いますので、そういう場所だということに注意しながら今後の計画を立てていただければと思います。

○事業者（応用地質株式会社） その点も十分に注意しながら計画を立てたいと思います。

○澁谷会長 私から1点です。

先ほども松島委員がお聞きしていたのですが、現時点での風車の設置位置と先ほどの踏査ルートと見ますと、東側のうち南側が踏査ルートに入っていない図になっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

○事業者（応用地質株式会社） 現在、そこはササが覆ってしまっていて、人が入りづらいよう

な状態になっています。ただ、調査をやっていく中ではそういったところも対応していくという認識は持っております。

○澁谷会長 設置予定箇所なので、アクセスしないということはないはずです。

○事業者（応用地質株式会社） それはございません。

○澁谷会長 加えて、調査が困難な場合でも、先ほど押田委員からありましたように、何か、代替の方法で可能なものがありましたら積極的に考えをいただきたいと思います。

○澁谷会長 ほかに委員の皆様から何かございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、ご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議の必要性について確認をいたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○澁谷会長 挙手がございましたので、ここからは非公開での審議を実施したいと思いますので、事務局から傍聴者、報道機関へのご案内をよろしくお願いいたします。

（傍聴者及び報道関係者は退室）

○澁谷会長 それでは、非公開審議を行います。

松島委員、お願いいたします。

○松島委員 先ほど事務局からも説明があった資料 1-2 の別添資料の非公開と書いてある風車設置予定地の図面を見ながらご質問をさせていただきます。

一つは、先ほど澁谷会長からご指摘がありましたとおり、予定になっている東側が植生調査のエリアに入っていなかったもので、ここはどうするのだろうかという質問がありました。ただ、先ほど、ここも調査されるということだったので、良いですし、特に予定地の箇所についてはしっかりと見ていただきたいと思います。

もう一つは、その下のほうに行きまして、同じ資料 1-2 の中の別添資料 2-12 です。同地区にある焼山風力発電事業の候補エリアと建設予定地が大分重複しているように見えるのですが、この調整は何かされているのか、お伺いしたいと思います。

また、この建設予定のプロットが主に北から東側に対して分布していますよね。先ほど植生のところでもご説明がありましたとおり、この辺はブナの北限に当たるエリアで、自然林であるブナ林はなるべく手をつけないほうが良いエリアだと思います。植生図を見てみると、どちらかというと南西側の予定地から外れているエリアのほうが植林地などの比較的手が入ったところですが、予定地は自然林が分布しているように見えます。管理用道路も通したりすることを考えると、改変面積は結構大きくなっていくのではないかと思います。事業者の見解をお聞かせいただければと思います。

○事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社） 事業エリアが重複しております他社との協議はまだ開始しておりません。まだ開発の初期段階でありますので、もうちょっと調査が進ん

だ段階で協議を開始しようと考えております。

○**松島委員** もし同じようなところに建てることになった場合、恐らく近くなり過ぎるのではないかなと思います。その場合、今、対象事業実施区域ではあるが、建設予定の場所として考えていないところにも移動するかもしれないということでしょうか。

○**事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** 恐らく、重なっているところに2社が同じように建てると、やはり近くなり過ぎると思われまますので、事業の範囲のすみ分けをどうするのかなど、いろいろな可能性を視野に協議したいと思っております。ただ、その場合でも、今の風車の配置予定エリアから外に持ってくるということは予定しておりません。

○**松島委員** 次に、ブナ林についてです。

風力発電機の設置予定範囲がチシマザサーブナ群落になっていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○**事業者（応用地質株式会社）** 我々も特に植生自然度9のブナ林が中に入ってきている可能性が十分にあると考えており、これから現地調査を行いまして、ブナ林の植生自然度を十分に調査させていただいて、できるだけそういった場所を改変しないように計画を練っていきたいと考えております。

○**松島委員** 調査を踏まえてということでしたが、やはり事前にしっかりと調査していただきたいと思います。

ついでで恐縮ですが、今、林道などは両方ともここに通っていないのですよね。両方というのは、この西側に延びているところと、北から南に東側に延びている風力発電機の設置予定範囲のことです。

○**事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** 西側のほうは、ちょうど尾根の上部に林道が通っております。

○**松島委員** 尾根筋には林道があるのですね。

○**事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** そうです。

○**松島委員** 東側もありますか。

○**事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** 東側のほうは今、通っておりません。

○**松島委員** 新しく造ることになるのですね。

○**事業者（上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社）** そこは整備しようと思っております。

○**松島委員** 管理用道路とするところも含め、しっかりと植生調査をしていただければと思います。

○**澁谷会長** 私からも1点だけお願いします。

実は、この地域は、道内でもこの地域特有の動植物や昆虫類が結構多く、また、植物では人工林の中に確認されることが結構あります。ですから、踏査可能なところはできるだけチェックをしていただきたいと思いますし、道南特有の植物は個体数が少ないですので、できるだけ改変は避けていただきたいと思います。必ずしも天然林あるいは天然生林の中だけではないという例が非常に多いので、踏査はできるだけ丁寧にしていただきたいと思います。

ます。

○事業者（応用地質株式会社） そのように十分に調査をしっかりやっていきたいと思ひます。

○澁谷会長 非公開審議の必要性は松島委員からだけでしたが、ほかの方はございせんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、非公開審議については以上にしたいと思ひます。

傍聴者及び報道関係者の入室をお願いいたします。

（傍聴者及び報道関係者は入室）

○澁谷会長 それでは、議事の（1）についての審議は以上といたします。

事業者の皆様は、ご退室をお願いいたします。

続いて、議事の（2）に移ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）江差第一風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（石田係長） まず、事業概要について簡単に振り返りをいたしたいと思ひます。

薄い水色の冊子の図書の4ページをご覧ください。

対象事業実施区域を江差町に位置する計画で、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワットの風力発電機を最大9基設置し、総出力を約3万7,800キロワットの出力まで制御して運転する風力発電所を設置するものです。

次に、図書の7ページをご覧くださいと思いますが、区域の範囲が太線で示されておりまして、方法書段階における風力発電機の設置可能性のある場所として赤色の丸で13か所が示されておりまして、今後、このうち、最大9か所が選定される計画でございます。また、緑色で示されたルートが工事用・管理用道路となっております。

次に、図書の18ページをご覧ください。

周辺の風力発電事業が掲載されておりまして、本事業に隣接して、既設のユーラス江差ウインドファームがあるほか、計画中の風力発電事業が洋上及び陸上に位置している状況です。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

図書の47ページをご覧ください。

まず、動物についてですが、コウモリ類について、環境省のEADASセンシティブティマップが載っておりまして、区域が位置する江差町及び隣接する乙部町の情報はありますが、隣町の厚沢部町及び上ノ国町にてカグヤコウモリやコヤマコウモリ等の情報がある状況です。

次に、図書の50ページをご覧ください。

猛禽類の生息状況については、区域が位置するメッシュにおいてハイタカ及びオオタカの生息情報があるほか、次の 51 ページと 52 ページに示されておりますとおり、春のハチクマの渡りやノスリの渡りの情報が掲載されております。また、次の 53 ページにありますとおり、区域周辺においてオジロワシ及びオオワシの冬季の生息の情報がございます。

次に、植物について、71 ページをご覧ください。

現存植生図が示されておまして、凡例が 72 ページにございます。

全体的に植生自然度 7 のシラカンバーミズナラ群落が広く分布しておまして、区域と重複している自然度の高い群落といたしましては、西部の植生自然度 9 のエゾイタヤシナノキ群集などがございます。

続いて、86 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場の図でありまして、対象事業実施区域と鳥獣保護区や保安林等の位置関係を示した図となっております。

区域の南東部には逆川鳥獣保護区が位置しており、鳥獣保護区の一部が区域内の資材搬入ルートと重複しております。また、区域の一部は土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林と重複している状況でございます。

続いて、配慮が特に必要な施設との位置関係についてですが、まず、107 ページをご覧ください。

黒い矢印のとおり、最も南にあります風力発電機の設置可能性のある地点から約 1.3 キロメートル先に最寄りの配慮施設がございまして、こちらは小・中学校となります。

次に、108 ページをご覧ください。

住宅等の分布状況について示した図となりますが、対象事業実施区域内の西部に住宅があるほか、風力発電機と最も近接する住宅等につきましては、図の中央の青い矢印で示されておりますとおり、区域南部の住宅と約 0.7 キロメートルの位置関係にございます。

最後に、景観につきまして 220 ページと 221 ページをご覧ください。

景観の調査地点と可視領域を示した図になりますが、主要な眺望点としまして、逆川森林公園やシラフラ眺望スペース等が近隣にあり、また、日常的な眺望点としては、五厘沢等の複数の箇所が抽出されております。

簡単ですが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料 2-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明をさせていただきます。

資料 2-1 の表紙をめくっていただきまして、1 ページから公告や縦覧の状況が記載されております。

公告については、朝刊新聞で行ったほか、江差町、厚沢部町の広報誌への掲載や乙部町内でのポスティング、事業者ウェブサイト等により周知されたとのこととです。

次の 2 ページの中ほどに縦覧者数が記載されておりますが、縦覧者数は合計で 11 件、ウ

ウェブサイトへのアクセス数については 813 回とのことでした。

2 ページの一番下には説明会の開催状況が記載されておりまして、来場者数としては江差町で 0 名、乙部町で 50 名、厚沢部町で 1 名であったとのことでした。

3 ページの 3 の (3) に意見書の提出状況が記載されております。

意見書の提出は 30 通であったとのことでした。

4 ページからは、方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されておりまして、一部を抜粋してご説明させていただきます。

まず、4 ページの No. 2 をご覧ください。

こちらは、低周波が人体に与える影響を懸念する意見でございまして、ほかの意見書においても低周波音や騒音による健康被害を懸念する意見が多数寄せられている状況でした。これに対して、事業者から、超低周波音、低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認されていないが、アセスの参考項目から外れた超低周波音を含め、現地調査で現況を把握し、予測、評価を行うとの見解が示されております。

次に、5 ページの No. 5 をご覧ください。

こちらは乙部町民からの意見でして、先ほどの健康被害のほか、景観の問題も挙げております。その上で、乙部町民にメリットとなるようなことはなく、なぜ乙部町が我慢をしなければならないのかという内容の意見となっております。この後ろのほかの複数の意見書においても、乙部町民と思われる方から本事業へ反対する意見があったほか、江差町内とはいえ、乙部町に隣接する本事業区域の再検討を求める意見が複数寄せられている状況でございます。

次に、7 ページの No. 16 をご覧ください。

(1) に風車が景観上好ましくないという意見の記載があるほか、(2) では風車音のほか、既設の風力発電の影響と考えているものと思われそうですが、テレビがノイズでよく見えないという意見の記載がございます。

テレビの受信障害については、次のページの No. 17 や No. 18 などでも記載されておりまして、事業者の見解といたしましては、テレビの受信・電波障害については環境影響評価法の対象項目ではないが、本事業による影響が明らかである場合には対策を検討する旨、回答がされております。

次に、11 ページの No. 30 をご覧ください。

No. 30 の意見は枝番で三つに分かれておりますが、本事業による土砂災害の発生を懸念する意見や逆川鳥獣保護区における鳥類への影響等、生態系攪乱のおそれを指摘する意見となっております。これに対して、事業者から、今後、詳細設計においては土砂崩壊が発生しないように計画していくことのほか、鳥類の生息状況を把握し、影響を予測する旨の回答の記載がございます。

13 ページ目以降には新聞での公告等が掲載されておりますが、時間の都合から割愛をさせていただきます。

続きまして、資料 2-2 に沿って 2 次質問とその事業者回答についての説明に移らせていただきます。

資料 2-2 の 8 ページの質問番号 2-15 をご覧ください。

江差町のゾーニングマップに関する質問となっております。1 次質問において 13 か所あります候補地のうち、1 か所は不適エリアに位置しているとの回答があったところですが、2 次質問の①においては、不適エリアの 1 地点について、どのような理由から不適エリアとなっているのかなどについて確認をいたしました。これに対して、事業者から、不適エリアの 1 地点については山の傾斜角度の大きさから不適と判断されているとの推測をしており、この箇所については不適エリアと促進エリアが混在しているため、本地点内で設置可能かの検討を行っていきたいと考えているとのことで、設置の可否については準備書段階において整理するよう努める旨の回答がございました。

続いて、資料の 18 ページの質問番号追加 4-41 をご覧ください。

先ほどご確認をいただきましたとおり、周辺住民から低周波音や超低周波音を懸念する意見が寄せられている状況ですが、超低周波音の調査における周波数を質問いたしました。これに対して、事業者からは、1 ヘルツから 200 ヘルツを対象とする考えである旨の回答がありました。一般に、1 ヘルツから 20 ヘルツが超低周波音で、100 ヘルツまでが低周波音とされているため、低周波音のほか、超低周波音も含めて調査がされるようです。

続いて、19 ページの質問番号 4-17 をご覧ください。

水質調査の関係での質問事項となりますが、土壌での沈降試験に用いるサンプリングの場所につきまして、図書では対象事業実施区域内に文献上存在する土壌を網羅しておらず、1 次質問ではその妥当性について確認をしたところ、造成裸地の出現が想定される風力発電機周辺では 2 種類の土壌が広く分布しており、土壌の性質に大きな相違はないと考えられるため、図書に示された地点のサンプリングでも適切な予測が行えるものと判断している旨の回答がございました。このことについて、2 次質問において、試験を実施しない土壌が区域内に三つあることに触れまして、試験を実施する土壌と性質に相違がないと考えられるものか、また、それを妥当とする根拠について確認しましたところ、図書ではサンプリングをしないとされている三つの土壌においても調査地点を設ける旨の回答が事業者からございました。

続きまして、22 ページの質問番号 4-24 をご覧ください。

鳥類の調査に関する質問で、渡り鳥については、特に秋は年変動が大きいので、可能であれば秋は 2 か年実施することが望ましいと考えられることについて、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、2 か年で調査を実施するという回答は得られず、春季と秋季の調査期間を長く設定しており、また、おおむね 10 日間隔とするほか、各月 1 回の猛禽類調査においても確認をし、調査頻度を高めて渡りの状況を確認するとの回答がございました。回答文の中には年変動の可能性も踏まえてとの記載がありますが、単年での調査頻度を増やしても年変動による予測、評価への影響は排除できないものと思われそうです。

この事業区域で特別に渡り鳥調査を2か年実施する必要性は必ずしもないのかもしれないですが、回答内容の妥当性に関する事業者の見解について3次質問で確認をしたいと考えております。

最後に、26ページの質問番号4-36をご覧ください。

景観に関する質問で、1次質問に対する回答において、眺望景観の予測は風車建設前後のフォトモンタージュを作成し、準備書や説明会で広く意見を聴取する方法を考えている旨の回答があったところですが、フォトモンタージュ作成の際は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに春夏秋冬の四季を通して撮影した写真で複数枚を作成するよう意見いたしました。事業者からは、図書で選定している眺望点において、季節変化を考慮した展葉期、紅葉期、落葉期、積雪期の4期を通して撮影した写真を持ち、フォトモンタージュを作成する旨の回答が得られております。

簡単ではございますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○高橋委員 資料2-1について何か物を申してもよろしいのですか。

○澁谷会長 お願いいたします。

○高橋委員 騒音なり低周波音のところの回答を見せていただきますと、環境省の指針を引っ張ってきて健康影響の直接的な知見はないですということが書かれているわけですが、その指針の中には、純音やスイッチ音による煩わしさに伴う睡眠影響のリスクについても書かれていたと思うのです。ですから、できれば何もないですよということだけではなく、こういったリスクも考えられますよということも書いてありますので、そのあたりもちゃんと記載していただいたほうがいいのではないかと思います。

もう一点、これは全然関係ないかもしれないのですが、資料2-1の10ページのNo.29の3の意見は、騒音についての意見ではないと思うのです。騒音のこととして回答しているのですが、騒音についての意見ではないと思うので、もっと違う回答をすべきではないかと思いました。

○事務局（石田係長） 3次質問において、環境省の指針に煩わしきや睡眠への影響リスクがあると書かれていることについて事業者としては認識しているのか、追加で質問をしたいと思います。

また、資料2-1のNo.29の回答についても3次質問で事業者の見解を改めて確認したいと思います。

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問はございませんか。



○先崎委員 ご説明をいただいた質問番号 4-24 の渡り鳥のことについてです。

年変動の可能性を踏まえて期間を長くするという回答ですが、ご説明していただいたとおり、期間を長くしても年変動を捉えられないと思うので、もう一回、期間を長くすることと年変動を捉えることの間わりについて聞いていただくことは可能でしょうか。

○事務局（石田係長） 3次質問で確認するつもりでございました。

○先崎委員 また、猛禽類調査でも渡り鳥を見るということなのかもしれないのですが、その結果をどのように使うのかも併せて明確にさせていただけるように質問することは可能でしょうか。

○事務局（石田係長） 承知いたしました。3次質問で確認いたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 今の渡り鳥のところですが、表の 2-13 の（2）で、192 ページに渡り鳥の調査法のことから 2 段目に書いてありまして、その下に带状区法という手法が書いてあります。これは、別途つくって、そこでカウントして、飛行高度等を記録するとあるので、多分、定量的に渡り鳥を把握するということかと思えます。また、衝突確率を算出するための調査なのだろうと思えますが、まず、その目的を確認したいです。

そして、これをやるのであれば、時間帯などは結構重要だと思うので、何時から何時までやるかということ。

さらに、一般鳥類の渡り鳥のための調査だと思うので、可能であればサーマルスコープなどを使って夜間にやるべきではないかと思えますし、なるべく長い時間でやったほうがいいのではないかと思えます。

○事務局（石田係長） 带状区法の目的の確認と何時から何時まで調査を行うのかを 3次質問で事業者に質問したいと思えます。

最後のサーマル調査をやるべきというのは、带状区法でやるべきというご意見でございましたでしょうか。

○白木委員 その方法でやってはどうかということです。夜間に渡るものに関しては定量的に把握したほうがいいのではないかと思えます。

○事務局（石田係長） 带状区法に限らず、定点観察や移動観察でもサーマル調査をやるべきということでしょうか。

○白木委員 定点観察は日中しかやらないのですか。

これには夜間とありますよね。一般鳥類の夜間というのは目視と書いてあるので、目視だったら、多分、サーマル調査は入っているのではないかと思えます。

○事務局（石田係長） 失礼いたしました。189 ページの一般鳥類の任意確認法、夜間の部分でしょうか。

○白木委員 そうです。これは夜間が入っていますよね。渡り鳥のほうは時間帯が書いていないですよね。ですから、両方を併せ、夜間にやるかどうかは分かりませんが、やったらいいのではないかということです。

○事務局（石田係長） 承知いたしました。渡り鳥調査については夜間もやるべきではないかと事業者の確認をしたいと思います。

○押田委員 前回、鳥獣保護区のお話が出ていたかと思うのですが、事業者側の見解として、どう見ても、逆川鳥獣保護区というところを風車で囲むような事業設計にしか見えないのですが、このあたりの認識とか解釈は事業者側としてどう考えられているかをもう一度確認したいなと思います。

というのは、風車を設置する際、鳥獣保護区を無視していいのだ、無視できるのだという一つの審議例みたいなものになるのはいかがなものかという気もしたからでして、いかがでしょうか。

○事務局（石田係長） 図書の85ページに逆川鳥獣保護区の記載があるのですが、道路だけが重なっている状況とこちらでは認識しております。

○押田委員 例えば、図書の24ページの地図を見ても、逆川鳥獣保護区が風力発電機で囲まれているような感じにも見えます。

○事務局（石田係長） そうですね。風車と風車の間に鳥獣保護区が位置している感じですね。

○押田委員 そうですね。北のほうにたくさんたくさんあって、下のほうにもたくさんあって、北と南に挟まれ、鳥獣保護区がサンドイッチにされているような感じになってしまうのですが、ここの保護区を出入りする動植物にとって、こういう状況が好ましいかどうかも含め、事業者の見解を聞きたいです。どちらか一つにするか、鳥獣保護区を優先し、配置を変えるか、どういう考え方をされているのかの確認をできればと思います。

○事務局（石田係長） 承知いたしました。事業者の方も多めに候補地を打っていて、この中から9か所を抽出するということなので、鳥獣保護区があることを踏まえて位置選定をしていただけるものか、3次質問をしたいと思います。

○澁谷会長 私から1点です。

番号が分からなくなったのですが、たしか、江差町のゾーニングで不適エリアであるという質問がありまして、それに対して、発電量が大きいのので、抜けないという旨の回答があったと思うのです。まず、地元市町村が不適であるとしてゾーニングしているのは根拠があってなされていることだと思いますので、やはり、それは尊重されるべきであると思います。ですから、地元市町村のゾーニングに対しての認識をしっかりとってください、あるいは、質問とするとどう認識していますかと質していただきたいです。

また、発電量が多いから抜けませんというのは環境影響評価審議会への回答としては非常に不適切だと思います。ほぼ何も答えていないような回答です。そういう場合は、難しい地帯であるのだが、それを避けるためにどうするか、あるいは、駄目だったら場所を変えるというようなことを判断できるような調査なり努力なりをすると回答していただくのが方法書の段階では適切だと思います。

どう質問すればいいでしょうかね。不適ゾーンと言っていましたか。そこへの設置に関し

てどのような対策を、あるいは、どのような調査を行うのかという聞き方がいいのか、そういう聞き方で質問をしていただければと思います。

○事務局（石田係長） 町が不適としているエリアについて、どのような詳細調査をしているのかを3次質問したいと思います。

前回の1次質問への回答で事業者から出された図面を見ますと、不適エリアの近くに促進エリアもございますので、そちらへの移動も含めて検討中であるのかも3次質問で確認したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 皆様からのご意見やご質問がないようですので、本議事についてはここまでといたします。

続きまして、議事の（3）に移ります。

本日が2回目の審議でありまして、答申を予定しております（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 最初に、図書を用いて事業実施想定区域及びその周囲の概況をご説明いたします。

ベージュ色の図書をご用意ください。

表紙に記載があるとおり、事業者は株式会社ユーラスエナジーホールディングスです。

それでは、5ページをご覧ください。

赤色の線で囲まれた箇所が事業実施想定区域であり、この中の黄色の線より海側が風力発電機設置区域となっております。関係市町村は北側から寿都町、島牧村、せたな町とされています。

なお、再エネ海域利用法に基づき、有望な区域として選定された区域が事業実施想定区域に設定されています。

次に、12ページをご覧ください。

自然公園等の位置が示されていますが、風力発電機設置検討範囲は海岸とは1キロメートルの離隔距離があり、事業実施想定区域内と狩場茂津多道立自然公園が重複しているものの、風力発電機設置検討範囲からは除外したとのこと。

次に、18ページをご覧ください。

周辺の他事業が図で示されていますが、稼働中及び計画中の風力発電事業は合計16件あり、本事業と同じく島牧沖で計画されている事業のほか、檜山沖における洋上風力発電事業や陸上の風力発電があります。

次に、66ページと67ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺の動物の注目すべき生息地が図で示されておりますが、

66 ページでは事業実施想定区域と重複して狩場茂津多道立自然公園が示されており、67 ページでは区域の南側にウミネコ繁殖地があるほか、生物多様性の観点から重要度の高い海域について、沿岸域の弁慶岬周辺及び茂津多岬周辺が事業実施想定区域と重複しているほか、周辺には沖合表層域や沖合海底域として選定された海域が示されています。

次に、115 ページと 116 ページをご覧ください。

藻場の分布状況ですが、事業実施想定区域及びその周辺の沿岸にコンブ場などが広く分布しています。

次に、ページが大きく飛びますが、228 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設等の分布状況が表で示されています。

区域から 1 キロメートルまでの範囲にはいずれもなく、1 キロメートルから 2 キロメートルの範囲には住宅等が 869 戸あるほか、学校等の配慮が特に必要な施設が 6 戸あります。

最後に、255 ページをご覧ください。

こちらは主要な景観資源ですが、沿岸には茂津多海岸等や泊一弁慶岬段丘など、複数の海岸景観が存在しています。

事業概要については以上としまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 3-1 の事業者への 2 次質問とその回答について、答申に係る部分を抜粋してご説明します。

なお、資料 3-2 は事業者回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

まず、資料 3-1 の 2 ページの質問番号追加 1-4 をご覧ください。

①では、本図書において、誤字脱字のほか、不正確な内容が多数認められることについて、これまでも、複数回、同様の指摘をしていることを踏まえた上で事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、確認が不十分であったと認識しており、図書内容を確認する人員を増やし、改善に努めるとのことでした。

また、②では、このような不正確な内容の図書を縦覧することや関係者へ提供することは相互理解の促進とは相反するのではないかと指摘した上で、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、一部の記載内容に誤りが見られたものの、本事業内容や周辺状況の概要は適切に周知できたものと考えているとのことでした。さらに、③では、本図書については縦覧期間終了後もインターネットでの公表が継続されていることから、正しい内容も公表する必要はないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、配慮書審査終了後に修正内容を公表するとのことでした。

次に、7 ページの質問番号 3-5 をご覧ください。

本図書の記載において、海鳥コロニーデータベースの出典に関する記載の誤りがあったことに関連し、当該データベースでどのようにデータを確認したのか、また、出典の記載ミスは科学的手続の信頼性を著しく損ねる旨を指摘した上で、具体的にどのように確認を行ったのかを質問しました。これに対して、事業者から、公開が許可されている周辺地域の情

報を参照し、せたな町のデータを図書に反映したとのことであり、データベースの参照は1時間程度、図書全体については複数名が1週間程度かけて確認したとのことでした。

次に、10ページの質問番号3-14をご覧ください。

①では出典とされている後志総合振興局ホームページに掲載されている歌島高原について、また、②では出典とされている寿都町ホームページに掲載されている弁慶岬及び磯谷高原について、それぞれ主要な眺望点として選定されていない理由を質問しました。これに対して、事業者から、いずれについても抽出漏れと考えますとのことでした。

なお、③の回答において、いずれも方法書以降では主要な眺望点とするとの見解を確認しています。

さらに、④では、出典とされている商工会のサイトに掲載されている海岸について、一切選定する必要がないと判断された理由について質問しました。これに対して、事業者から、一部を選定している旨の説明があったほか、大平海岸及び江ノ島海岸については眺望を楽しむとの記載がなかった旨の説明があり、方法書以降で主要な眺望点とするか、改めて検討するとのことでした。

次に、18ページの質問番号追加4-20の①をご覧ください。

コウモリ類の予測結果に対する質問ですが、本図書では重要な種に重大な影響を及ぼす可能性は低いと予測されていることに対し、鳥類と同様に重大な影響が生じる可能性が考えられるとの予測結果とはならないことを妥当とする根拠について質問しました。これに対して、事業者から、図書と同様に、コウモリ類の主な生息環境が内陸部であることを踏まえた説明がありましたが、「なお」として、現段階では洋上での生息は不明な点も多いことから、先行する他の洋上事例の知見や専門家ヒアリング等を通じて最新のコウモリ類の生態情報の収集に努め、方法書以降の手続においてはコウモリ類の調査及び予測、評価に反映するようにいたしますとのことでした。

最後に、19ページの質問番号4-17をご覧ください。

主要な眺望景観に関する予測結果についての質問です。

先ほど、第3章において主要な眺望点の抽出漏れがあることをご説明しましたが、そのことを踏まえて、図書に記載されている予測結果や評価結果を修正する必要はないかを質問しました。これに対して、事業者から、方法書以降で主要な眺望点とするかを改めて検討するとしている大平海岸、江ノ島海岸を含め、5つの地点を追加した予測及び評価の結果が示されました。修正内容については別添資料として示されていますので、資料番号3-2をご覧ください。

資料番号3-2の6ページの表に5地点が追加され、それぞれの垂直見込角が示されています。表の下側の5つとなりますが、江の島海岸では全23地点の中で最大となる17.9度であることが確認されています。

また、8ページには評価結果が示されていますが、本文の最後の部分に記載されている垂直見込角が5度以上となり、眺望景観への影響が生じる可能性があるとした地点について

て、図書では3地点とされていたところ、7地点に増えています。

簡単ではありますが、資料 3-1 及び資料 3-2 についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 3-3 の関係町村長の意見についてご説明いたします。

本事業では、島牧村、寿都町及びせたな町が関係町村とされています。

まず、島牧村長の意見から概要をご説明します。

2点ありまして、(1)では、地域住民及び関係団体の十分な理解を得ることや周辺環境の保全に最大限配慮することなどを求める意見が記載されています。(2)では、環境保全措置の検討に当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れることなどにより、適切な対応を求める意見が記載されています。

次に、寿都町長の意見概要をご説明します。

別紙に1から5までありまして、1では、着床式の基礎構造に合わせた適切な調査方法を選ぶことや十分な調査と慎重な予測及び評価の実施を求めることなどが記載されています。2では、方法書以降において、送電線敷設に関して十分な調査と慎重な予測及び評価を実施することや、関係する漁業協同組合や町村に対して丁寧な説明を行うことなどを求める意見について記載されています。3では、海上無線や船舶用レーダー等への影響を懸念する意見が記載されています。4では、主要な眺望点に関して、先ほどの資料でもご説明をさせていただきました弁慶岬や磯谷高原を選定することを求める意見が記載されています。5では、環境影響の回避、低減を的確に行うため、十分な調査と慎重な予測及び評価の実施を求める意見が記載されています。

最後に、せたな町長からの意見ですが、図書に記載された評価方法及び調査、予測及び評価の手法についてはおおむね適正であると判断いたしますとのことでした。

簡単ですが、資料の 3-3 については以上とさせていただきます。

続いて、資料 3-4 の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

本たたき台につきましては、これまでにご審議をいただきました島牧沖における洋上風力発電事業の知事意見をベースに作成しております。

まず、前書きとして、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載しており、最後に、3段落目で、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項です。

(1)では、従来どおり、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たっての科学的根拠を求めています。

(2)は区域の絞り込みに関する意見ですが、本図書では、事業実施想定区域について、有望な区域を設定したとしており、環境面に配慮した絞り込みの検討が行われていないこと、また、風力発電機設置検討範囲については環境面に配慮したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることを指摘した上で方法書での改善を

求めています。

(3)では、従来どおり、評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音などの影響が懸念されることから、方法書以降の手続では影響を受けるおそれがある項目を漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測、評価を行うことを求めています。

(4)では、区域周辺に既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、従来どおり、累積的影響について適切に評価等を実施することなどを求めています。

(5)は本図書特有の意見となりますが、本図書では誤記が散見されること、また、先ほど資料 3-1 でご説明したとおり、景観に関し、主要な眺望点の抽出漏れがあったことにより、予測及び評価の結果を修正する必要性が生じていることから、予測及び評価の結果が適切に示されていないと指摘した上で方法書での改善を求めています。

(6)は住民等との相互理解の促進についての意見ですが、誤記が散見されることなどを踏まえまして、1行目の中ほどの部分になりますが、従来の意見に「正しい内容に基づき」との文言を追加しています。

(7)は図書の利便性の向上についての意見となりますが、本図書については現在も閲覧が可能な状態ですので、その点については一定の配慮が認められるとした上で、印刷やダウンロードを可能にすることなどを求める意見としております。

続きまして、個別的事項についてです。

最初に、(1)の騒音及び風車の影についてです。

本事業では、風力発電機設置検討範囲から2キロメートルの範囲内に住宅や学校等がありますので、風車と住宅等との離隔距離を取るなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2)の動物についてです。

アは、従来どおり、まず、区域及びその周辺にはオオセグロカモメなどの海鳥の繁殖等やスケトウダラなどの海産魚類の産卵場等の情報などにより、茂津多岬周辺や弁慶岬周辺の沿岸域などが生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されていること、さらに、専門家ヒアリングにおいて、希少な動物としてウミネコなどの鳥類やコウモリ類、ネズミイルカなどの海洋生物の生息などに関する情報も得られていることを記載し、続いて、生息状況等について詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について回避、低減することを求めています。

その後の「特に」以下は、本図書特有の意見となりますが、コウモリ類について、専門家等へのヒアリングを行わずに、主な生育環境は内陸部であることから、重要な種への影響が実行可能な範囲内で回避または低減が図られていると評価されていることに対し、沿岸域ではコウモリ類が洋上を飛翔している可能性があることから、バットストライクによる重大な影響が懸念されることを指摘した上で調査、予測及び評価の対象や手法について十分な検討を行うことを求める意見としています。

イは、従来どおり、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(3)の植物についてです。

ア、イともに従来どおりの意見ですが、アは、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響範囲を避けるなどして、影響を回避、低減することとしています。また、イは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することとしています。

次に、(4)の生態系についてです。

こちらも従来どおりとなりまして、計画段階配慮事項として選定されていませんが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分検討することとしています。

最後に、(5)の景観についてです。

アは、まず、主要な眺望点の抽出漏れがあることについて、具体的に地点名を挙げて記載した上で、予測及び評価の結果を修正する必要があることについて、環境影響の重大性に関する検討が不十分であると指摘し、出典の記載内容を十分に確認することなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討した上で適切な調査等の実施や影響の回避または十分な低減を求める意見としています。

イは、まず、事業実施想定区域には茂津多海岸などの景観資源を有する狩場茂津多道立自然公園が存在していることを述べ、その後の記載は、従来どおり、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

簡単ではありますが、以上が答申文(案)たたき台についての説明となります。

私からの説明は以上となります。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 答申文(案)たたき台の動物のアの第2段落目についてです。

コウモリについて、いろいろと書いていただいて、本当にありがとうございます。

その1行目で、主な生育環境は内陸部となっていて、図書には確かに生育環境と書いてあるのですが、生育という言葉は生物一般が生まれたり育ったりするようなときにも使いますが、生育環境と書いてしまうと植物を対象としているニュアンスが強くなってきます。しかし、コウモリなので、やはり生息環境と書いていただいていた方がいいかと思うのです。先方もそういう意図で使っている言葉だと思うのです。

資料3-1では、例えば質問番号追加4-21に対する事業者回答において生息環境とはつき



り書かれていますし、生息環境が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 道の考えとしてといたしますか、審議会の考えとしてということであれば生息環境が適切かと思うのですが、生育環境が内陸部であることからという部分も図書に記載されている事業者の考えになりますので、ここをかぎ括弧でくくって生育環境のままにした方が良いのか、単に生息環境と直してしまって良いのかをもう一度ご確認させていただきたいです。やはり、生息環境に直したほうが読みやすいという理解でよろしいでしょうか。

○押田委員 多分、読みやすくなりますし、表現としてより正しいかと思うのです。答申文としてこちらで書くものであるならば、先方が間違っている、生息環境にしても悪くはないのかなと思うのです。それとも、この部分だけ一度ご確認をいただけませんか。

○事務局（川村専門主任） 生息環境のほうが良いというご意見でしたので、そのように直させていただければと思います。

○白木委員 今と同じ答申文（案）の（２）の動物のアですが、上から６行目に「希少な鳥類やコウモリ類の利用状況、海洋生物」とあります。この「希少な鳥類」の前に「陸鳥も含む」と入れていただけないでしょうか。

図書では、もともと、海鳥に対してのみ予測、評価しているということだったのですが、沿岸を使う渡り鳥や猛禽類もいますので、それも含めて、あえて「陸鳥を含む希少な鳥類」としていただけないかということですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 図書では、海岸、沿岸等の海域を主な生息環境とする重要な種についてはというような書き方をしておりますが、この図書に関しては陸域の鳥類についても留意が必要だという趣旨で「陸鳥を含む」という文言を追加するというご意見かと思いましたが、そのように修正させていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにないようですので、今ご審議をいただきました（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に関しましては、個別的事項の（２）の動物のアの６行目の「希少な鳥類」を「陸鳥を含む希少な鳥類」とすること、それから、第２段落のところの「主な生育環境は内陸部で」のところの「生育環境」を「生息環境」に変更するという修正をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、そのように修正したいと思います。

その他の最終的な文言の修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、後日、事務局との協議の上、私から知事に答申を行います。

この議事につきましては以上といたします。

ここで、一旦、休憩を取りたいと思います。

[ 休 憩 ]

○**澁谷会長** それでは、再開いたします。

次は、議事の（４）に移ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）北海道松前沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答の報告、それから答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（川村専門主任）** 最初に、図書を用いて事業実施想定区域及びその周囲の概況をご説明いたします。

ピンク色の図書をご用意ください。

表紙に記載がありますとおり、事業者は関西電力株式会社です。

最初に、16 ページをご覧ください。

黒い太線で囲まれた箇所が事業実施想定区域であり、このうち、黄色で塗られた部分が再エネ海域利用法の有望な区域、そして、赤色の斜線部分が風力発電機設置区域となり、関係市町村は松前町及び上ノ国町とされています。

次に、45 ページをご覧ください。

周辺の他事業が図で示されていますが、稼働中及び計画中の風力発電所が合計 9 件示されており、事業実施想定区域の沿岸には、本年度、準備書についてご審議をいただいた松前 2 期風力発電事業などがあるほか、海域の北側には再エネ海域利用法の有望な区域である檜山沖で計画されている事業が複数あります。

次に、84 ページをご覧ください。

陸域の動物に関し、コウモリの分布が示されていますが、事業実施想定区域周辺ではコヤマコウモリやコテングコウモリが確認されています。

次に、114 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺における陸域を対象とした動物の注目すべき生息地が図で示されておりますが、松前矢越道立自然公園やマリーン IBA が存在しています。

次に、115 ページをご覧ください。

区域の南東に海鳥コロニーが存在しています。

なお、確認されている種はケイマフリです。

次に、161 ページをご覧ください。

区域及びその周辺における海域を対象とした動物の注目すべき生息地として、生物多様性の観点から重要度の高い海域が示されていますが、区域全体が沿岸域を対象とした松前半島南部に含まれているほか、周辺の沖合表層域や沖合海底域も重要度の高い海域とされ

ています。

次に、181 ページをご覧ください。

藻場の分布状況が示されていますが、事業実施想定区域の沿岸部に広く分布しています。

次に、ページが大きく飛びますが、281 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設等の分布状況が表で示されています。

区域から2キロメートルの範囲には住宅等が約 1,700 戸あるほか、医療施設等の配慮が特に必要な施設が9戸あります。

風力発電機の設置予定範囲との最短の離隔距離については、隣のページの図に示されていますが、住宅等は約 0.3 キロメートル、配慮が特に必要な施設は約 0.5 キロメートルとなっています。

最後に、361 ページをご覧ください。

主要な眺望景観が図で示されています。

景観資源が複数確認されていますが、事業実施想定区域と重複する景観資源は松前矢越道立自然公園のみです。また、主要な眺望点については、丸つきの数字で示されているとおり、23 箇所存在していますが、このうち、垂直視野角が最も大きいと予測されているのは12 の茂草町内会館の 44.7 度であり、このほか、10 度以上となることが予測されている眺望点は10 箇所あります。

区域の概況につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 4-1 の事業者への2次質問とその回答について、答申に係る部分を抜粋してご説明します。

まず、12 ページの質問番号追加 4-17 をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、本配慮書では直接改変して消失させるおそれはないため、計画段階環境配慮事項として選定されていませんが、海岸及び海水浴場は事業実施想定区域内の海岸部に位置することから、これらを直接改変することは想定されないのか、また、直接改変により重大な影響が生じるおそれはないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、直接改変の規模の大きい風力発電機の設置によって、人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変や消失は生じない計画としていること、海底ケーブルの設置は一部のエリアであり、かつ、小浜海岸も折戸浜も海上での利用は現段階で確認されていないことから、直接改変による重大な影響のおそれはないと判断したとのことでした。

次に、13 ページの質問番号追加 4-19 をご覧ください。

後ほどご説明する資料 4-2 における松前町長からの意見では、図書に記載されていない福祉施設がある旨の意見があることから、当該施設の位置について確認した結果を明らかにするとともに、図書記載事項のうち、修正を要する内容はないかを質問しました。これに対して、事業者から、松前町長からのご指摘のとおり、福祉施設について記載漏れがあった

とのことでしたが、第4章における騒音及び風車の影に係る調査、予測及び評価に関しては、当該施設は住宅等として把握しており、風力発電機設置予定範囲との離隔距離は予測範囲外である2,950メートルとなることから、予測及び評価の結果に修正はないとのことでした。

簡単ではありますが、資料4-1については以上とさせていただきます。

続きまして、資料4-2の関係町長の意見についてご説明いたします。

関係市町村は松前町及び上ノ国町です。

まず、松前町長の意見から概要をご説明します。

別紙としまして、(1)から(5)までありまして、(1)は法定協議会意見取りまとめ結果の遵守を求める意見、(2)は主要捕獲対象魚種への影響も懸念されることから適切な対応を求める意見、(3)は、生態系等として、白神岬周辺は北海道と本州を渡る鳥類の渡りのルート及び休息地であることから、鳥類及び生態系への影響について十分な留意を求める意見、(4)は、国道228号は生活道路等であることから、交通への影響について十分な留意を求める意見が記載されています。

最後の(5)については、先ほど資料4-1の説明の際に触れましたが、福祉施設について記載漏れがあることから、配慮が特に必要な施設等の内容について改めて精査することを求める意見が記載されています。

次に、上ノ国町長からの意見概要ですが、検討段階から建設予定地周辺の環境に配慮した対応を求めることや、周辺地域で陸上及び洋上風力発電事業の計画が進められていることから、企業間の連携を図ることを求める意見等が記載されています。

簡単ですが、資料4-2については以上とさせていただきます。

続いて、資料4-3の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

本たたき台につきましては、これまでにご審議をいただきました洋上風力発電事業の知事意見をベースに作成しております。

まず、前書きとしては、従来どおり、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載しており、最後に、3段落目で、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項です。

(1)では、従来どおり、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たっての科学的根拠を求めています。

(2)は区域の絞り込みに関する意見ですが、本図書では、事業実施想定区域について有望な区域を基本として設定したとしており、環境面に配慮した絞り込みの検討が行われていないこと、また、風力発電機設置検討範囲については、自然公園を除外しているが、環境保全上留意が必要な場所の確認結果を踏まえた範囲の絞り込みが行われていないことを指摘した上で方法書での改善を求めています。

(3)では、従来どおり、適切な評価項目の選定や適切に評価等を実施することを求めて

います。

(4)では、従来どおり、累積的影響について適切に評価等を実施することなどを求めています。

(5)では、従来どおり、住民等との相互理解の促進について、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。

(6)では、図書の利便性の向上について、こちらも、従来どおり、印刷、ダウンロードを可能とすることや継続した公表を求めています。

続きまして、個別的事項についてです。

最初に、(1)の騒音及び風車の影についてです。

本事業では、風力発電機設置検討範囲から2キロメートルの範囲内に住宅や福祉施設等がありますので、風車と住宅等との離隔距離を取るなどにより影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2)の動物についてです。

アは従来同様の意見ですが、前段の本地域の特性に関する記載については、まず、マリーン IBA について、希少な海鳥の繁殖地である松前小島及び弁天島を中心とした海鳥の生息地と記載しました。

なお、ここではウトウを記載しましたが、図書の113ページではマリーン IBA に関する鳥類として、ウミネコ、クロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリがほかに挙げられており、ウトウの記載を変更したほうがよいか、ご意見をいただきたいと考えております。

マリーン IBA の次には、松前町長意見を踏まえ、白神岬の存在について記載し、続いて、生物多様性の観点から重要度の高い海域について、ケイマフリなどの海鳥の繁殖等やホッケなどの産卵場の情報等による松前半島南部の沿岸域について記載し、沖合表層域や沖合海底域については「など」として記載しています。その後、「また」として、図書に記載された専門家等へのヒアリング結果やEADASの情報から、オオミズナギドリなどの鳥類、コヤマコウモリなどのコウモリ類、ネズミイルカなどの海洋生物について、希少な種に関する情報が得られている旨を記載しています。そして、「このため」以下は従来どおりの意見です。

また、イは、先ほどの島牧沖洋上事業と同じく、従来どおりの意見です。

次に、(3)の植物と(4)の生態系についてですが、いずれも先ほどの島牧沖洋上事業と同じく、従来どおりの意見です。

次に、(5)の景観についてです。

まず、景観資源である松前矢越道立自然公園について、事業実施想定区域に含まれており、直接的な影響を受ける可能性がある旨を記載しました。その後は従来どおりの意見となりますが、直接的な影響のほか、風車の設置による公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや場所によっては風車の垂直見込角が大きくなると予想されること、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを指摘した上で、適切な調査

等の実施や影響の回避または十分な低減を求める意見としています。

最後に、（６）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本図書では直接改変により消失のおそれがないとして計画段階配慮事項に選定されていませんが、事業実施想定区域に小浜海岸や折戸浜が存在し、直接的な影響を受ける可能性があることから適切な調査等の実施や影響の回避または十分な低減を求める意見としています。

簡単ではありますが、以上が答申文（案）たたき台についての説明となります。

私からの説明は以上とさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○先崎委員 先ほどの動物のウトウなどのところについてですが、クロコシジロウミツバメや何が書かれているのですか。

○事務局（川村専門主任） 図書の113ページをご覧ください。

ページの中ほどになるのですが、表3.1-32（3）に注目すべき生息地としてマリーナ IBA が記載されておりまして、ここには、クロコシジロウミツバメのほか、ウミネコ、ウトウ、オオミズナギドリが記載されています。ただ、オオミズナギドリについては専門家等からのご意見のところでは答申にも入れているところではあります。

○先崎委員 ウトウは入れておいてもいいと思うのですが、希少ではないので、ウミネコはどうでしょうか。ケイマフリはもう入っていますよね。また、弁天島は、どこの弁天島ですか。陸奥弁天島と尻屋弁天島があって、近いのは陸奥弁天島です。

ただ、鳥の種類についてもいろいろと混乱があって、マリーナ IBA のデータソースでも混乱しています。陸奥弁天島にはウトウとオオセグロカモメが繁殖しているのですが、ケイマフリは繁殖しておらず、尻屋弁天島でケイマフリなのです。ケイマフリは松前小島でも繁殖しているので、いいのですが、どの生息地を重視するかでこの文章をどうするかとなります。

個人的にはウトウとウミネコなどの希少な海鳥の繁殖地であるとか、ウトウ、ウミネコ、オオセグロカモメなどとかで、ウミネコは希少種に入っていなかったかもしれないです。そうしたら、ウトウやオオセグロカモメでどうでしょうか。

○事務局（川村専門主任） この部分については、もう一回情報を整理した上で、後日、改めてメールでご相談させていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○北委員 資料4-1の質問番号4-4で、なおも検討する、意見を伺っていく予定ですということで、水中音に関して特に調査しますと言ってくださらないのですが、海棲哺乳類は音をすごく利用しているので、水中音に関してきちんと項目を立て、調査項目に加えていただきたいと思っています。ここは強く言っていただくことができないのかなと感じています。

また、図書の308ページにキタオットセイが入っていないのですが、松前ではキタオット

セイによる漁業被害も報告されているので、いないわけではないのではないかなと思っています。キタオットセイは、ラッコ、オットセイなど、保護対象種としては一番高い種になるので、こういった種への影響も考え、水中音についてはきちんと調査してほしいと考えています。

○事務局（川村専門主任） キタオットセイの生息等も踏まえ、水中音についてより強い意見にできないかというご意見をいただきましたが、1の総括的事項の（3）を修正するのか、2の個別的事項で項目を追加する等により意見を追加するのか、事務局で検討し、後日、文案についてメールでご相談させていただくということによろしいでしょうか。

○北委員 分かりました。よろしくをお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、答申文（案）の動物のアのウトウなどの希少な海鳥のというところですが、この後、事務局と先崎委員で協議し、文案をつくっていくということで対応したいと思います。それから、今の水中音に関しても事務局と北委員で協議し、文案をつくっていくということで対処することにしたいと思います。

その他の最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事の（5）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）島牧美川・折川ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料5-1から資料5-4になります。

まず、事業概要について大まかに振り返ってまいりますので、緑色の島牧美川・折川ウィンドファーム事業の図書の4ページをご覧ください。

事業実施想定区域が島牧村と寿都町、黒松内町となっております。発電所の最大出力が13万キロワット程度、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大で30基程度設置する計画となっております。

区域の面積が約1,800ヘクタールとなっております。

続きまして、21ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が120メートルから160メートル、高さが最大で210メートルとなっております。

続きまして、24ページと25ページをご覧ください。

区域周辺の他事業についてですが、稼働中の事業が6事業ありまして、新島牧ウインドファームと本事業の風力発電機の設置対象外となっている事業実施想定区域が重複しております。また、その下ですが、計画中の事業が7つございまして、そのうち、3事業に本事業の事業実施想定区域との重複があります。

続きまして、事業実施想定区域とその周囲の概況について順に説明してまいります。

67 ページと 68 ページをご覧ください。

動物についてですが、区域周辺がハチクマやノスリの渡り経路となっております。また、72 ページをご覧くださいますと、区域全体がハチクマ、区域の南部がクマタカ、オオタカ、ハヤブサの生息地メッシュとの重複がございます。

続いて、植物について、87 ページをご覧ください。

拡大図が 89 ページや 91 ページになりますが、区域南部に植生自然度9であるチシマザサーブナ群集が存在しておりまして、そのほか、区域内にはヤナギ高木群落などが存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場について、113 ページをご覧ください。

本図から区域の北東部と南部に保安林が広がっていることが分かります。

続きまして、145 ページと 146 ページをご覧くださいますと、事業実施想定区域からの最近接の住宅等の離隔距離等がございまして、住居等との離隔距離が約 500 メートル、環境保全について配慮が特に必要な施設である中学校との離隔距離がおよそ 640 メートルとなっております。

最後に、景観について、290 ページと 291 ページをご覧ください。

主要な眺望景観として 14 地点が選定されておりまして、そのうち、寿都町民スキー場が最も風車までの距離が近く、垂直見込角が 6.4 度とされております。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、資料 5-1 に沿って説明いたします。資料 5-2 についても併せてご確認をいただければと思います。

まず、資料 5-1 の 6 ページの質問番号 3-11 をご覧ください。

景観資源や主要な眺望点の状況についての質問でして、2 次質問の①では、地域の良好な景観資源や主要な展望地リストにある寿都町の磯谷高原や島牧村等にございます茂津多岬が図書の記載から抜けていることについて質問しております。また、②では、1 次質問の③の回答を踏まえた上で、道の駅のほかに地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所として選定している地点がどこにあるのか、また、島牧村の歌島地区や本目地区のような事業地に近くて眺望景観が大きいと考えられる地区について、主要な眺望点を選定しない可能性があるのか、それぞれ事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者から、①の回答として、磯谷高原と茂津多岬は資料 5-2、別添 3-11 と記載されております資料に位置を示した上で、眺望点の位置が眺望景観の影響が想定される範囲外に位置しているため、方法書以降の手続では、自治体等の意見を踏まえ、事業実施想定区域の見え方を確認した上



で、眺望点としての追加の必要性を検討するとの回答を得ております。後ほど紹介します寿都町長意見でも、この点についての意見が述べられております。また、②に対し、浜中海岸、トワ・ヴェール、大平海岸を地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所として選定しており、追加の必要性については地域住民からの意見や現地の状況確認の上、検討する方針との回答を得ております。

続きまして、8ページの質問番号3-14をご覧ください。

図書の140ページになりますが、図3.2-4において、取水地点の記載漏れや誤りがあること、また、河川水と地下水といった水源種別について明らかにすること、さらに、事業実施想定区域及びその周辺の水道用水の利用状況を正しく把握した上で、複数の取水地点があることから、工事に当たって水道事業者と事前協議することを事業者に求めた内容の質問となっております。これに対して、事業者からは、図3.2-4の取水地点につきましては、事業実施想定区域下流に位置する島牧村や寿都町に、今後、方法書作成段階で確認の上、修正し、水源種別についてもきちんと明記をすること、また、方法書以降の手続においては事業実施想定区域及びその周辺の水道用水利用状況を全て正しく把握するよう努め、影響が生じるおそれがある場合は水道事業者と事前に協議をすると回答しております。

最後に、資料5-1の10ページの質問番号3-20の②をご覧ください。

事業実施想定区域とその周辺の南側が過去に地滑りや大きな崩壊を起こしたような場所が並んでいると考えられること、土砂災害警戒区域が、基本的に家屋が建設されるような場所にのみ設定されること、区域に設定されていなくても地滑り等の災害の危険性がある場所があるということで、法令に基づいて区域指定されている場所ではなくても、インターネットで公表されているデータを利用するほか、航空レーザー測量で詳細な地形データを取ることなどによる丁寧な調査の実施について、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、事業計画の検討に当たっては、丁寧な調査を実施し、過去に大規模な地滑りや崩壊を起こした場所を把握した上で、施設計画を検討いたしますとの回答を得ております。

資料5-1と資料5-2については以上といたしまして、続いて、資料5-3の関係市町村長意見について紹介させていただきます。

本事業の関係市町村は島牧村、寿都町、黒松内町の3町村になります。

まず、島牧村からは、地域住民や関係団体に対し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえて環境保全に最大限配慮することを求める意見、また、調査に当たっては、最新の知見や専門家意見等を取り入れて適切に対応することを求める意見となっております。

寿都町からは大きく7点の意見が提出されております。

めくっていただき、別紙に記載されておりますが、1点目と2点目は、状況に応じて適切な調査手法とすることや定量的な手法を用いた調査を求めることなど、調査について適切な対応を求める意見となっております。

3点目は、他事業者との調整と累積的な影響についての評価を行うことを求める意見でございます。

4点目は、事業実施想定区域に水道取水地点が存在しており、表面水を利用していることから、特に配慮することを求める意見となっております。

5点目は、発電所の輸送に当たっての騒音への配慮や周知を求める意見となっております。

6点目は、福祉施設等への十分な配慮を求める意見となっております。

7点目は、先ほど2次質問の資料5-1の説明のときにもお話ししましたが、主要な眺望点に磯谷高原を含めることを求める意見が提出されております。

黒松内町からは、大きく4点に分け、同様に別紙で記載されておりますが、まず、先の2町村と同様に住民等への丁寧な説明を求める意見と専門家意見や最新の知見を踏まえた適切な調査を求める意見のほか、寿都町同様、他事業者との十分な協議を求める意見が提出されております。また、鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価の実施と事業実施に伴う影響の回避または低減を求める意見が提出されております。

資料5-3の説明については以上となります。

それでは、資料5-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら審議経過や町村意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

まず、前書きにつきましては、従来同様、1段落目には事業の特性、2段落目には地域の特性をまとめておまして、3段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてです。

(1)では、従来と同様、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2)では、事業実施想定区域の設定について、検討過程の説明は一定程度なされておりますので、不十分という意見は付しておりませんが、図書の193ページで示されております土砂災害特別警戒区域等が区域内にあることから、土砂流出による生態系等への影響がないよう配慮し、方法書では検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3)では、累積的影響についての意見になりまして、事業実施想定区域と重複する複数の他事業が先行して環境影響評価手続を実施していることから、当該事業者と十分な協議を実施し、風車の配置計画等を検討する旨を述べた上で累積的影響についての意見を述べております。

(4)は住民等への積極的な情報提供に関する意見で、各関係町村長意見にもありましたがとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(5) はインターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本事業ですが、縦覧期間中の図書のダウンロードや印刷ができず、継続公表についても実施していなかったことから、図書の印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることを求める意見としております。

次に、個別的事項について、(1) から順にご説明いたします。

(1) の騒音及び風車についてです。区域及び周辺に住宅や中学校が存在していることから、従来と同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

(2) の水質についてです。工事中の水の濁りについては、計画段階配慮事項としては選定されていませんが、島牧村の水道水源の集水域や農業用水の取水地点のほか、地滑り等の災害の危険性がある場所が含まれていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流出などによる影響が懸念されていること、さらに、図書に記載されている利水状況が正確ではなかったことを踏まえ、関係機関等へのヒアリングにより利水状況を正確に把握した上で調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(3) の動物についてです。意見の形式としては従来どおりです。

アでは、文献やヒアリングにおけるクマタカやハチクマなどの希少な鳥類、希少なコウモリ類の生息があること、ノスリ等の渡りがあることに触れまして、それらへの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(4) の植物及び生態系についてです。

意見の形式は従来同様です。

アでは、区域内に植生自然度の高いチシマザサブナ群集や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減を求めています。

イの植物相とウの生態系では、それぞれ専門家等の助言を得ながら的確に把握、もしくは重要種の選定をし、生息地、生育地の改変を避けることなどにより影響を回避、低減することを求めています。

最後に、(5) の景観についてです。

まず、アでは、眺望点の選定について、従来同様、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含めて、ほかに選定すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めた意見としております。

イでは、景観資源の泊一弁慶岬段丘が区域と重複していることから、景観資源への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減する

ことを求めた意見としております。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**高橋委員** 資料 5-1 の 11 ページの質問番号 4-1 について、前回質問させていただいたことについてです。

こちらの理解が悪くて非常に申し訳ないのですが、2次質問回答の「また」以下で、手続の対応の一つとして対応する場合とわざわざ書いてあるのですけれども、これに当たらない場合はどういうことを想定しているのかがイメージできないので、教えていただければと思います。

○**事務局（下田主事）** ここは、こちらとしてはまだ確認しておりませんでした。

Q&A 自体は、今回、2次質問までで審議が終了してしまうので、個別で事業者を確認することになってしまうのですが、どういったことを想定しているのか、事業者を確認した上で回答させていただくということによろしいでしょうか。

○**高橋委員** 構いませんが、基本的に上に書いてあることというのは全部手続上で対応していることで、それ以外のものについて全くイメージがつかないのです。委員としてよく分からないということで、先ほどのように対応していただければありがたいと思います。

○**事務局（下田主事）** かしこまりました。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

（発言者なし）

○**澁谷会長** それでは、ご意見やご質問等がないようですので、本日ご審議をいただきました（仮称）島牧美川・折川ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に関しましては、今日、事務局からご説明されたとおりで答申を行いたいと思います。審議会の後に何かありましたときには、事務局と私で対応いたしまして、文案修正等をしたいと思います。

最終的な文案に関しましては私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** それでは、そのようにいたします。

なお、今の高橋委員の質問に関しましては、事務局で確認して、事務局から委員全員に連絡するようにしたいと思います。そして、後日、事務局と協議の上で私から知事に答申を行います。

議事（5）に関しましては以上といたします。

次に、議事（6）に入らせていただきます。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）環境影響評価方法書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご

意見やご質問がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど委員の皆様を確認いたしますので、その際に申し出てください。

それではまず、事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

**○事務局（石田係長）** まず、前回審議から少し期間が空きましたので、初めに、図書を用い、事業概要について簡単にご説明いたします。

図書の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大4,300キロワット程度の風力発電機を最大15基設置する計画で、総出力は6万4,500キロワット程度となっております。

区域位置は稚内市中央部に位置しており、めくっていただきまして、6ページの図にありますとおり、赤枠の範囲を対象事業実施区域とし、タツナラシ山の稜線を主な配置場所として、白丸で風力発電機の設置想定位置が示されております。

次に、30ページをご覧ください。

こちらの図には周辺他事業の配置が掲載されておまして、既設風力発電所としては、本事業区域の北部に④の天北ウインドファームや⑨の樺岡ウインドファームが位置しております。また、準備書終了段階の事業として、⑮の（仮称）増幌風力発電事業が近接して計画されているところであり、ほかにも多数の他事業が周辺に位置している状況です。

次に、67ページをご覧ください。

海ワシ類の渡りの経路について記載されており、図は68ページと69ページに掲載がありますが、対象事業実施区域とその周辺はサハリンと北海道を結ぶ重要な海ワシ類の渡りの経路となっております。

次に、80ページのEADASのセンシティブティマップの図をご覧ください。

対象事業実施区域の大部分は、チュウヒ、オジロワシ、オオワシの生息情報によって注意喚起レベルA3となっており、区域の北部は、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウの生息情報があるほか、ガン・カモ類やハクチョウ、海ワシ類の集団飛来地として注意喚起レベルA1となっております。

続きまして、96ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場が図で示されておまして、それにありますとおり、区域内には水源涵養保安林及び防風保安林が位置しており、区域西部の声問川には、区域と重複していないものの、KBAの区域が広がっております。また、97ページには、植生自然度9、植生自然度10の植生が示されており、植生自然度10のササ群落や植生自然度9のエゾマツトドマツ群集、ササダケカンバ群落などが区域内に含まれております。

次に、117ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設の配置状況については、この図にありますとおり、5キロメートル以上の離隔距離がある状況です。また、118ページには住宅の配置の状況の記載がありますが、風車の想定位置から最も近接する住宅で約1.2キロメートルの距離となっているほか、対象事業実施区域内の北東部に2軒の住宅が存在する状況です。

次に、ページが飛びますが、339 ページをご覧ください。

景観につきまして、こちらは主要な眺望点と日常的な視点場の位置と可視領域を示している図ですが、黒丸の眺望点は区域の北側に7か所ありまして、ある程度の離隔距離がある一方、黒の四角で示された日常的な視点場については、東部の増幌地区で垂直見込角が9.4度となっているなど、近接した距離に存在している状況です。

めくっていただきまして、343 ページには人と自然との触れ合いの活動の場についての位置図がございまして、近接する施設としては、区域南部に稚内市自然体験施設や沼川みのり公園があり、工事車両の想定走行ルートと重複している状況です。

簡単ではございますが、事業概要の説明は以上としまして、続いて資料の説明をいたします。

まず、資料6-1の事業者への質問事項及び事業者回答について、答申に係る部分などを一部抜粋してご説明させていただきます。

まず、資料6-1の4ページの質問番号2-11をご覧ください。

緑化に関する質問で、前回の2次質問では、風車を建設する予定の稜線部の草地、あるいは、桿高の低いササ群落である箇所は環境が厳しく、緑化が難しい可能性があることについて、事業者の見解を確認し、事業者からは、定期的にササ刈りを行わなければ再びササが繁茂してしまう状況であり、環境は厳しく、緑化が難しいという状況ではないものとする旨の回答があったところです。

今回の3次質問においては、2次で回答のあった地表面で実施するササ刈りでは、ササの地下茎が残っている状況のため、ササが再び生えてくる状況と思われるが、風車設置の際の土地改変においては、地下茎が残らず、元の植生に戻るまで相当の年月を要するのではないかという内容で確認をいたしました。これに対して、事業者から、緑化が容易と考えているのではなく、2次質問では緑化は技術的に可能との趣旨で回答したものであり、今後、グループ会社である王子木材緑化株式会社にも相談しつつ、緑化の検討を進める旨の回答がございました。

次に、10ページの質問番号3-13で、3次質問の②と併せ、図書の113ページをご覧ください。

区域内に存在する旧上増幌地区営農用水取水地点における取水状況について、1次回答では、現時点でも取水は行われているものと考えているとのことであったため、今後、実際に取水されているのか、実態の把握はされる予定かの確認をいたしましたところ、事業者からは、取水地点の管理者や取水状況等については準備書段階までに把握するよう確認を進める考えである旨の回答がございました。

次に、26ページの質問番号6-30をご覧ください。

本事業の図書では、動物、植物の調査に係る踏査ルートが示されていないところであり、1次質問の①においてルートの提示を求めましたが、事業者からは、特定のルートは定めていない旨の回答があり、27ページの2次質問の①では、図書で示された調査範囲内を網羅

して調査するという理解でよろしいかを確認しました。これに対して、事業者から、環境類型（落葉広葉樹林、針広混交林、植林、草地及び牧草地）を網羅するよう踏査を行うことで動物相の概略を把握できるよう踏査を実施する考えとの回答がありました。

同様のやり取りは植物でも後ろのページで行っており、3次質問の①においては環境類型を網羅するよう踏査を行うとのことですが、各環境類型につき1区間のみ踏査された場合は調査内容として不十分と考えられるため、現時点での予定で構わないので、改めて踏査ルートを提示するよう求めました。

その上で資料6-2をご覧いただきたいと思いますが、1ページのとおり、動物及び植物の調査に係る想定踏査ルートが提示されました。

事業者からは、現時点での想定であり、地形やササの繁茂状況等により、実際には踏査できない箇所も含まれる可能性があり、また、示された踏査ルート以外にも踏査可能な場所が現地において確認された場合には踏査を行う旨の回答がございました。

示された図面においては、想定とはいえ、山の西側の踏査が少ないように感じられるほか、南側の風車の設置を予定している地点が踏査されないものとなっているのは踏査ルートとして不十分ではないかと考えられるところです。ヒグマの出没の危険性を考えてと言われると難しいところです。ただ、後ほど答申文（案）をご説明いたしますが、その中で十分に把握できる踏査ルートの設定について事業者に求めたいと考えております。

次に、資料6-1の32ページの質問番号6-35と併せ、資料6-2の2ページをご覧ください。

3次質問の①におきまして、イトウの産卵床の踏査を検討している範囲の提示を求めたところ、資料6-2の2ページのとおり、事業者から図の提出がありました。図の範囲が全て踏査されるのではなく、事業者の回答において、可能な限り踏査可能な範囲を調査区域とするが、急峻でアプローチが困難な場合など、安全上の問題がある場所やイトウが物理的に遡上できないと判断される場所については踏査範囲から除外する考えであるとのことでした。

図で示された産卵床の踏査範囲で十分かどうかについて、事業者は魚類の専門家に確認をしていない状況ですので、今後行うとされる魚類の専門家へのヒアリングにおいて、イトウの産卵床の目視確認だけでなく、捕獲調査や水質調査など、魚類への影響を予測する上で十分な調査内容となっているのか、専門家へ確認することを求めたいと考えております。

最後に、38ページの質問番号6-42をご覧ください。

景観に関する質問ですが、1次質問において現地調査の時期を確認したところ、事業者から、基本的には風力発電機が視認しやすい落葉期に行うことを想定しているが、各調査地点の利用状況を確認した上で調査時期を設定する旨の回答があったところです。しかし、事業区域の周辺には日常的な視点場が複数存在することから、3次質問の②においては、日常的な視点場の場合、季節的な利用頻度の変動がない可能性が考えられるが、四季の変化をそれぞれ比較できるようにしたほうが住民などに風車建設後のイメージがより伝わりやすくな

るのではないかとして事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、基本的には、1次回答のとおり、落葉期に調査を行うことを想定しているが、指摘を踏まえ、四季調査の実施を検討する旨の回答がございました。

簡単ではありますが、資料6-1、資料6-2の説明は以上とさせていただきます。

次に、本事業の関係市町村は稚内市のみとなるところですが、資料6-3の稚内市長からいただいた意見について、概要をご説明いたします。

まず、前書き部分では、稚内市風力発電施設建設ガイドラインの遵守について触れられており、それに加え、以下、1から12に記載の内容に関して特段の配慮が必要である旨、記載されております。

抜粋してお伝えいたします。

1では周辺他事業との累積的影響について十分な調査を行うこと、2では、住居と近接していることから、騒音、低周波音等の影響について調査を行い、適切な対応を行うこと、3では、稚内市の水道水源であるダムが事業実施区域付近にあるため、風力発電機の建設に当たっては、水源保全の観点から、市と事前協議を行うことなどが記載されております。

また、4では、区域内には保安林が含まれるため、森林法等の遵守及び関係省庁との協議を行うことが記載されております。

そして、5では、稚内空港の運用に支障が生じないように、関係機関との調整を行うこととされております。

裏面に行きます。

6では、眺望点からの景観について地域住民等へ分かりやすく説明を行うとともに、景観への影響が最小限となるよう十分配慮を行うこと、7では、環境影響評価の項目ではないのですが、電波障害について記載がされています。

また、8では、遺跡が確認されていること、文化財保護の観点から配慮することなどが記載されております。

9では、渡り鳥と鳥類の風力発電機への衝突事故や、移動経路を阻害することがないように風力発電機等の配置を検討することが記載されており、10では、事業実施区域周辺には絶滅危惧種であるイトウが生息する声問川水系等があるため、関係機関や専門家から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと、11では、地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音、低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や説明、合意形成など、適切な対応に努めること、最後に、12では、公害、廃棄物に係る記載情報について、情報が最新のものではないことから、入手可能な最新の資料を用いて区域周辺の情報を把握し、準備書に記載することが記載されております。

資料6-1から資料6-3についてのご説明は以上とさせていただきます。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。



○押田委員 イトウの調査方法についてのお話が少しあったのですが、資料6-1の44ページの質問番号8-3の意見概要のところです。電気ショッカーなどを使った捕獲調査みたいなことで、生息調査みたいなことはしないと書かれているのですね。これはやっぱりしない予定になっているのですか。その確認なのですが、いかがでしょうか。

○事務局（石田係長） 資料に記載があるとおり、事業者からは、電気ショッカーは、魚類への影響が大きいため、使用しない想定ということでした。

インターネット等で私も調べたのですが、電気ショッカーのでも生体へのダメージが少ないと書かれているものもありまして、専門家に聞かないと、このあたりは分からないなど考えていたところでした。

○押田委員 河川で、例えば、踏査をしてイトウの産卵床を見つけるのもありだと思うのですが、それをやるだけで得られる情報量が多いわけではない気がします。電気ショッカーを使うことで、イトウからサケから、いろいろな魚の状況が把握できるのではないかと思います。私の大学でも使って調査している先生方がいらっしゃいますが、いいデータが取れていて、魚もちゃんと元気に戻っています。

ですから、今さらですが、やっていただいてもいいのではないかと個人的には思います。あまりまとまったお話ではないのですが、一言、それを言わせていただきたいと思いました。

○事務局（石田係長） いただいたご意見について、答申へ記載することをご希望されているということでしょうか。それとも、事業者からメールや電話等でその旨をお伝えすることよろしいでしょうか。

○押田委員 答申で電気ショッカーを使えというのも変な表現になるかなと思いますので、適切な方法で魚類の生息が把握できるように調査してほしいということを加えてはということです。また、電気ショッカーについては、具体的なお話として、もし、事業者へお伝えいただけるのだったら、そのほうが良いような気がいたします。

○事務局（石田係長） かしこまりました。私から事業者にお伝えしたいと思うのですが、お伝えする内容について、後日、押田委員にご相談させていただくということよろしいでしょうか。

○押田委員 よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○笠井委員 今の電気ショッカーの話です。

取れるところは取れますが、取れないところは取れないのです。例えば、少し水深が深くなると、人が入れないので、電気ショックはやりにくかったりするのです。また、濁っていると、魚が浮かんで来たとしても、それを捕まえることができないなど、そういうバイアスがかかるということも知られていまして、電気ショッカーはそんなに完璧なものではないということなのです。ですから、例えば、電気ショッカーをやって全てが分かりましたみたいな報告書が出ることを私はすごく懸念します。

先ほどちょっとお話がありましたように、電気ショッカーのことを答申や要望の中に入れるのはやめたほうがいいのではないかなと思っておりまして、適切な方法というような表現のほうがいいかなと思います。

○事務局（石田係長） かしこまりました。先ほどの押田委員のご意見も踏まえ、絶対に電気ショッカーでやってくださいというのではなく、このような方法もあるので、調べた上で適切な方法を選択していただきたいということを事業者に伝えさせていただきたいと思っております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ご質問等はないようですので、ここで、委員の皆様から非公開箇所に関し、ご質問やご意見がある場合の確認をいたします。

質問等がある場合は挙手をお願いいたします。

（発言者なし）

○澁谷会長 特に挙手がないようですので、非公開での審議は行わないことにいたします。

引き続き、事務局から答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（石田係長） 資料6-4の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A等を基に作成しております。

まず、前書きになりますが、1段落目には面積、出力等を記載しておりまして、2段落目には、個別的事項に関することとして、対象事業実施区域及び周辺に存在する自然度の高い植生や保安林といった重要な自然のまとまりの場、また、希少鳥類やイトウの生息情報について記載しておりまして、3段落目は、以上を踏まえということで、次の事項に的確に対応することとしております。

次に、1の総括的事項についてです。

まず、(1)では、従来どおりの記載ですが、1段落目で、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、2段落目で、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家の助言を得るなどしながら環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、それを事業計画に反映させること、その過程において、重大な環境影響を十分に回避、低減できない場合、また、低減できることを裏づける科学的根拠を示せないといった場合には事業規模の縮小などの見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減することを求めています。

(2)では、配慮書段階から方法書段階への区域の絞り込みに関して、区域は依然として重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い植生や保安林と重複しているほか、北海道レッドリストで絶滅危惧IB類に指定しているイトウが生息する声間川水系の集水域に位置していることを述べた上で、区域の絞り込みや風車の配置についてさらなる検討を行うよう、また、準備書においてその検討過程を具体的に記載することを求めています。

(3)では、周辺には既設風力発電所やアセス中の風力発電事業が複数あることから、累

積的影響について適切に調査、予測、評価を実施することを求めています。

(4)では、本事業については、住民等から鳥類やイトウなどの魚類への影響や景観への影響などを懸念する意見が寄せられている状況でございますので、相互理解の促進のため、関係市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や説明に努めることとしております。

(5)では、稚内市からの意見にもありました稚内市風力発電施設建設ガイドラインについて言及し、同ガイドラインを尊重し、同市と調整を図ることを求めています。

(6)では、今回、図書の縦覧期間終了後においても、評価書終了までウェブサイト上で閲覧が可能な状態とした配慮が認められましたが、広く意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることなどによるさらなる利便性の向上に努めることとしております。

次に、2の個別的事項に移ります。

まず、(1)の騒音及び振動についてです。

アでは、区域及びその周辺には住宅が存在しているため、風車の配置の検討に当たってはできる限り住宅等から離隔することなどによって影響を回避、十分に低減すること、イでは、騒音による生活環境への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること、ウとエでは、累積的な影響に関しまして、資材等の搬出入に伴う騒音、振動や建設機械の稼働に係る騒音、さらに、施設の稼働に伴う騒音について、適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

次に、(2)の水質についてです。

アでは、この区域ではサケ・マス増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である増幌川の支流が含まれているほか、農業用水の取水地点があることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されるため、水域利用の状況を踏まえた上で水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずることを求めるとともに、イでは、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとなるよう、意見をしております。

次に、(3)の風車の影についてです。

従来どおりの記載ですが、アでは、風車から1.2キロメートル先に最も近接する住宅があるので、できる限り離隔距離を取ることで影響を回避、十分低減すること、また、イでは、施設の稼働による風車の影については、風車の適正配置や構造の検討を含め、影響が回避、低減できるかの観点から評価することのほか、区域北部に他の風力発電事業があるため、累積的な影響についての適切な調査等を求めています。

次に、(4)の動物についてです。

まず、アでは、動物の調査の踏査ルートについては、今回、3次質問への回答で事業者から想定が得られたところですが、図書の中では踏査ルートが示されていないため、意見としまして、専門家等から助言を得ながら影響を十分な精度で予測及び評価が可能となるよう踏査ルートを設定し、設定根拠も具体的に分かりやすく準備書に記載することを求める意見としております。

アはたたき台として従来どおりの記載としてお示ししておりますが、事業者から示された想定ルートにおいても、現場において、地形やササの繁茂などのために入れない箇所がある可能性がある旨、事業者から回答を受けているところであり、また、先ほどご説明したとおり、風車の設置位置を網羅していないなど、踏査ルートが不十分である可能性が考えられます。今年度に審議を行っていただいたほかの事業においても同様に十分な踏査ルートの設定が難しい案件もあったことから、こうした事業に対しては、従来どおりの記載に加え、踏査ができない場合は、他の手法により改変区域の状況把握に努めることといったような文言を追加し、事業者にさらなる努力を求めざるべきではないかということで考えてございますので、この点について後ほど委員の皆様からご意見をいただければと考えております。

次のイ及びウは従来同様の記載となりますが、イでは、哺乳類の捕獲調査について、適正な調査場所、範囲、トラップ数について設定すること、ウでは、コウモリ類のバットストライクの影響について適切に調査、予測、評価を実施することを求めています。

エでは、区域がセンシティブティマップの注意喚起レベル A1 及び A3 のメッシュに含まれており、極めて重点的な調査が必要とされているほか、海ワシ類の渡りの経路となっている可能性を指摘した上で、バードストライクや移動経路の阻害等について適切に調査、予測、評価を実施することとし、最後の段落では、周辺の他事業に係る情報を収集した上で累積的影響についても適切に調査等を行うことを求める意見としております。

センシティブティマップでは、重要種として、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウの4種、集団飛来地として、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、海ワシ類との記載がありますが、エでは、その中から重要種については、希少性とバードストライクのリスクの観点から、チュウヒとオジロワシを挙げておまして、渡り鳥については、稚内市の大沼がハクチョウで有名なことから、ハクチョウをピックアップしております。配慮書段階の知事意見とここの鳥の種類の記事は変えてごさいませんが、別の鳥の種の掲載としたほうがよろしければ、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、オでは、本事業が声問川水系のイトウへの影響を及ぼすことが懸念されることから、イトウについて特別に意見を記載しておまして、同じく、イトウへの影響が懸念された先般発出した宗谷管内風力発電事業での知事意見を参考に作成しております。

まず、今回、事業者からは産卵床の調査も実施する旨の回答が得られているところですが、改めまして、意見としまして、産卵床の目視確認調査も実施することを記載しており、また、目視確認や捕獲の調査については、産卵床が形成されやすい標高を確認の上、適切な調査地点を設定するほか、十分な範囲を踏査ルートとすることなど、専門家等から助言を得ながら適切に調査を実施することを求めています。

2段落目では、環境 DNA 調査について、事業者からは Q&A でのやり取りで環境 DNA 調査の実施を検討するという回答があったところですが、調査によりイトウの生息が確認されなかった場合は環境 DNA 調査を実施し、十分なサンプル数により分析するなどにより、生息の有無を適切に把握することと記載しております。

さらに、3段落目では、河川での pH、BOD、SS、DO に係る水質調査の実施や産卵環境の把握を目的とした底質調査の実施について言及し、専門家等からの助言を反映しながら、科学的根拠に基づき、イトウへの影響が回避または十分に低減されているかを評価可能とする調査項目や評価基準等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施することを求めています。

最後に、カですが、上段で指摘した哺乳類、鳥類、魚類のみではなく、昆虫類といったほかの分類群についても専門家等から助言を得ながら適切な調査、予測、評価を行うことを求める記載となっております。

次に、(5)の植物についてです。

アとイでは、動物と同様、図書の中では踏査ルートが示されておらず、また、コドラートの調査地点が示されていないため、専門家等から助言を得ながら、十分な精度で予測及び評価が可能となるよう、調査地点や踏査ルートを設定し、設定根拠も具体的に分かりやすく準備書に記載することを求める意見としております。こちらの植物のイの内容につきましても、動物と同様、踏査ルートの設定の部分について、本事業においては修文の必要がないか、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

ウでは、従来どおりの記載ですが、重要な植物種や群落が確認された場合は回避を最優先とすることを求め、また、区域内に分布している植生自然度 10 のササ群落や植生自然度 9 のエゾイタヤミズナラ群落などについて現地調査で確認し、改変区域からの除外を求める意見としております。

次に、エでは、今回特別に記載した内容となりますが、本事業で風車の設置を想定している稜線部の草地は、風衝等の影響により、一度改変すると植生の復元に相当の時間を要することが懸念されるため、植生の復元に係る技術的手法について、専門家等から助言を得ながら十分に検討するとともに、風車配置の検討に当たっては復元が困難な場所を避けること、その検討結果を準備書に記載することを求める意見としております。

さらに、その下のオでは、事業による外来種の拡大・侵入防止について、従来どおりの意見を記載しております。

次に、(6)の生態系についてです。

従来どおりの記載ですが、まず、アでは、現地調査の結果に応じて、注目種やその餌資源を見直すことを求めた意見とし、その経緯を準備書に示すことを求めています。イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には、施設の存在及び稼働や工事が餌種やその生息環境に与える影響についても評価に含めること、ウでは、改変を最小限にすること、また、特に植生自然度の高い区域のほか、哺乳類や鳥類のねぐらなどのような樹林地等の存在を十分に現地確認した上で回避を最優先に環境保全措置を検討するよう求めています。

次に、(7)の景観についてです。

まず、アでは、区域及びその周辺に日常的な視点場などの複数の眺望点が存在することに

ついて言及した上で、従来同様、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査を実施し、客観的に評価することを求めており、また、イでは、先ほどのQ&Aの内容で確認しましたとおり、本事業においては、調査時期は基本的には落葉期のみの1期とし、四季での実施は検討にとどまる旨の回答であったため、「現況写真の撮影は四季を通して行い」と強調して文章の初めに記載しておりまして、その後は、従来どおり、フォトモンタージュの作成に当たっては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定することや累積的影響についての適切な調査等を行うことを求めております。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

風車から最も近い稚内市自然体験施設を記載し、このような人と自然との触れ合いの活動の場について、騒音、景観変化等による影響が懸念されるため、工事の実施や施設の存在だけではなく、施設の稼働による影響も含め、適切な評価等の実施を求める意見としております。また、後段では、アクセスルートへの影響について、累積的影響について、他事業と工期等が重複する場合には適切な調査等を行うことを求めております。

最後に、(9)の廃棄物等についてです。

こちらは、従来どおり、廃棄物や残土の発生抑制に努め、最終処分量や中間処理量等の把握を通じて適切に調査、予測及び評価を実施するよう求めております。

以上が本事業に係る答申のたたき台の説明となります。

説明が長くなって申し訳ございませんでしたが、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願いたします。

○**押田委員** 答申文(案)の動物のところです。

イトウのことをすごく書いていただいている、とてもいいかなと思うのですが、イトウの前に魚類全体に関する生息調査みたいなことがあったほうがいいような気がしています。

例えば、動物のところでは哺乳類の捕獲調査がイにあって、その中で、特にコウモリがウで強調されています。そして、鳥類に関するお話があってという感じで、鳥類の中にも地名が出ているのですが、魚類という言葉がなく、イトウだけで、イトウだけ調べればいいのかというニュアンスにも取れる感じもするのです。

これで川の環境が大きく変わり、イトウがいなくなってしまったとき、ほかに一緒にいた魚なんかは一体どうなっているのだということが問題になるような気がしますので、例えば、エとオの間に一つ項目を設け、魚類の生息調査みたいなこともちゃんと適切な方法で適切にと書いてはどうでしょうか。先ほどの電気ショッカーというのは書かないとしても、そうしていただいた上で、オでイトウについて細かくというニュアンスでつなげるといいのかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○**事務局(石田係長)** 事務局内でも、魚類全体と書くか、イトウを特出しするかということでディスカッションがあったところでしたが、ほかの事業で魚類調査をしているものに

ついて、特出ししてここで書いていないもので、今回、特別にイトウが問題になっているので、魚類全般については言わないで、イトウだけを残し、宗谷と同様、歩調を合わせようと考えていました。

押田委員としては、ほかの図書についても、今後は魚類が注目されるような図書については魚類全般についてここに入れ込むというご意見でしたでしょうか。

○押田委員 例えば、今回のイトウみたいなものが出てきたとき、イトウだけの問題なのか、それとも、川全体の問題なのかという議論が出てくる可能性があるかなと思うのです。そうしたときに、背景として、ほかの魚種なんかでもこういう状況でというものがあつたほうがいいのかという気がしています。

○事務局（石田係長） 承知いたしました。

その事業、その事業で、イトウのほか、注目される魚類が出てきたとき、随時、魚類について盛り込むか、個別種について盛り込むのか、今後の検討課題としたいと思います。

今回の事業については、押田委員のご意見を踏まえ、事務局で案文を作成し、後日、押田委員にご相談させていただきたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。

○押田委員 よろしく願いいたします。

○澁谷会長 事務局から2点ほど皆様への質問が出されていまして。分かりやすいところで言うと、動物のエのところ、チュウヒ、オジロワシ、ハクチョウと記載されていますが、これでよろしいかということです。

鳥類の専門家の方々としてはどうでしょうか。問題ないでしょうか。

○先崎委員 何か言ったほうがいいですか。

○澁谷会長 助かります。

○先崎委員 私は別にいいと思いました。

○澁谷会長 白木委員、いかがでしょうか。

○白木委員 エのところですが、チュウヒやオジロワシなどの分布情報及びハクチョウ類だけでいいかという確認ですか。

○澁谷会長 まず、鳥の種類がこれでいいのか、あるいは、今の白木委員のご意見のように、過剰はないと思うのですが、不足しているものがあるのかも含め、ご意見をいただければということです。

○白木委員 「などの」となっているので、例えば、オジロワシやオオワシはもちろん入ってくると思うのですが、そういったものを個別に挙げていくということですか。代表する猛禽類としてはチュウヒ、オジロワシ、ハクチョウ類でいいと思います。

これは今さらになってしまうので、全体として渡りの小鳥類に関しては何も言及がなかったなと思ったのですが、今までの答申のQ&Aでもそういった文言があまりなかったので、今回も入れられないのかなと思いました。

○事務局（石田係長） 答申の文字量があまりに多いと伝わりづらくなってしまいますので、チュウヒ、オジロワシ、ハクチョウのほか、小さい鳥も含めて書くのはちょっとどうかなとい

うところはございます。

3種で絞るとしたら、チュウヒ、オジロワシ、ハクチョウ類でよろしいでしょうか。

○白木委員 代表的なものとして名前を挙げたということで、問題があるということではないと思います。

○澁谷会長 ここはどうも問題がないということですので、文案としてはこのままでいきたいと思います。

もう一点、動物や植物もそうですが、踏査できないような箇所が多い場合の対応です。

今まではあまり文書の中に書いていなかったのですが、踏査できない場合、ほかの手段で補完するよというようにことを求めたほうがよいのではないかというように事務局からの意見があったのですが、この点についてもご意見を下さい。

○押田委員 私は賛成です。歩けないような場所だったら、1度くらいは行けるかもしれないので、行くだけ行ってレコーダーを仕掛けるなどですね。歩けないところでも、ドローンを飛ばして上から何かを調べるなど、今はいろいろな技術があると思いますので、そういう文言をぜひ入れていただければと思います。

○澁谷会長 ほかの方はどうですか。

○松島委員 難しいですね。私にも明快な回答はないのですが、植生について果たして現地に行かなくて見られるのかなという懸念はあります。

建設予定地は少なくとも見ないといけないと思います。特に、草本類は陰に隠れてしまうので、ドローンでも見ることはできませんので、そうすると現地踏査しかないのではないかと考えています。難しいのかもしれませんが、一度は見に行かなくてはいけないのではないかなとは思っています。

○澁谷会長 最終的には施設が建設されるので、道路等が敷設され、アクセスするということになると思うのですが、その前の準備書段階で調査のために道路を敷設するというのはなかなか考えづらいです。ですから、不十分でしょうし、不完全なんでしょうが、できるだけ補ってくださいということです。踏査を求めてもできないという場合でも、ほかの手段によって、不十分かもしれないですが、そういう対応を求めるのは必要なことかなということで、何もしないよりは多少ましかと思えます。

草本は見えないと思いますが、少なくともドローンの撮影で樹林の広がり、あるいは、優占植生は見ることはできますよね。動物はなかなかチェックできないと思いますが、レコーダー類なんかを用い、少しでも補うことはできるのかなというふうに思います。全くデータが取れないということに比べたら、不十分かもしれないですが、次善の策かなと私は思っておりますが、ほかの方はいかがでしょうか。

○白木委員 私もやるべきだと思っています。分からないから評価なしではやっぱり通せないと思うのです。

例えば、鳥であれば、行けないと難しいですが、道がなくても行けるようになる積雪期に重要な場所に行ってレコーダーを仕掛けるということではできると思っています。ですから、鳴く



鳥については、断片的かもしれないですが、そういった調査で補うことができようかなと思いますし、雪のある時期は逆に行けるのではないかと思います。

後は、全く同じというのは難しいかもしれませんが、周辺の類似環境で行ける場所で、事業地周辺といいますか、なるべく近いところで調査をする、あるいは、渡りであれば、例えば、尾根上であれば、連なる尾根上の南北のどちらかの近いところで渡り鳥の調査をする等は考えられるのかなと思います。

○澁谷会長 多分、実際に人間が踏査できない場所は北海道に多々あるはずですが、ほかの手段によって少しでも補うというのは求めるべきかなと私は思います。それを文案に入れていくということになるのですが、反対の方、それは不適切だと思うような方はいらっしゃいますか。挙手をお願いしたいと思います。

(挙手する者なし)

○澁谷会長 挙手がないようです。

それでは、私と事務局でもう少し協議をさせてください。その結果を皆さんにメール等でフィードバックし、もう一度ご意見をいただいて、答申文(案)をどうするかを判断したいと思います。

この件に関しては、後日、皆さんと相談させていただくということでの対応としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局(石田係長) 植物については、現地まで行かないと草本なんかは分からないということだったのですが、先ほど押田委員からレコーダーやドローンをという案が出されました。そのほか、私の思いつく範囲ですが、自動撮影装置が考えられるかなと思っています。これは答申に文言を盛り込むという話ではないのですが、ほかに考えられる手法があれば情報提供をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(発言者なし)

○事務局(石田係長) もし後日に思いついたものがありましたらご連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかに皆さんからご意見やご質問はございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 それでは、この答申文(案)に関しましては、先ほど押田委員からありました魚類一般についての文案についてですが、事務局で作成した上で協議をして対処する、それから、動物、植物の踏査ルートに関しましては、私と事務局でもう一回協議し、皆様にフィードバックして意見をいただいた上でどうするかを判断するという対応にしたいと思います。

ですから、この後、少し文案が変わる可能性があります。もし大きな修正があつて、時間が間に合えば、皆さんにフィードバックした上で作成したいと思いますのですが、もし余裕がない場合は、最終的には私にご一任をいただき、知事に答申を行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**澁谷会長** それでは、最終的な文言に関しては私で判断し、知事に答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして今日の議事は全て終了となります。

この後、事務局から連絡事項があるということですので、よろしくお願いいたします。

○**事務局(名畑課長補佐)** 皆様、本日も長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてのご連絡ですが、第8回は12月9日月曜日、第9回は1月22日水曜日としております。年末年始のお忙しいところ、恐縮ですが、予定させていただいておりますので、ご予約の確保のほど、よろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○**澁谷会長** 少し予定の時間を過ぎましたが、以上をもって今日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上